

家庭内暴力から子殺しへ

——刑事判例に見る家庭の崩壊——

大 島 俊 之

- I はじめに
- II 第1判決
- III 第2判決
- IV 第3判決
- V 第4判決
- VI 第5判決
- VII 要 約
- VIII 2人の精神科医の見解
- IX おわりに

I は じ め に

本号は石原明先生のご退職記念号であるため、先生のご専門である刑事法学と筆者の専攻する民法学の双方に関係するテーマとして、「家庭内暴力」を選んだ。ただ、本稿の内容は、4つの刑事事件に関する5つの判決文と、ひきこもりに関する精神科医の見解を紹介しただけのものである。

5つの判決を紹介しているが、第2の地裁判決と、第3の高裁判決は、同一の事件に関するものであり、事件の数としては4つである。これらの事件においては、父親は、世間的には一流と言われる大学を出て、社会的にはかなりのエリートでもある。これに対して、長男は、思春期に不登校気味となり、その後ひきこもり気味となり、そして、家庭内で暴

力を振るうようになる。その対処に困惑した父親が、長男を殺害したという点で共通している。

II 第1判決

東京地裁昭和56年11月30日判決（判例タイムズ462号180頁）を紹介する。

本件は、長男の家庭内暴力に苦しんだ父が、15歳の高校1年生の長男を絞殺したものである。本判決は、懲役3年の刑（執行猶予5年）を言い渡した。

1 犯行に至る経緯

(1) 父の略歴

「被告人は、中央大学法学部を卒業後、二、三の会社勤務を経験した後、昭和50年から都内新宿区下落合で貿易会社を経営し、都内杉並区清水で妻和子、長男賢一郎（昭和40年6月5日生）とともに暮らしていたが、賢一郎が私立明治学院大学付属中学校に入学したばかりの昭和53年5月ころ、同会社が倒産したため、賢一郎を埼玉県上尾に住む和子の兄原芳彦方に預けて同市立上平中学校に転校させ、倒産の残務整理を行った。同年7月末ころ、被告人夫婦は、都内世田谷区松原1丁目18番20号所在の和子の母親である原タミ方に移り住むとともに賢一郎を呼び寄せ、同人は同年9月から世田谷区立梅丘中学に転校し、二階に義母のタミが住んで茶道と花道を弟子に教え、1階に被告人の親子が住むこととなった。被告人は同年11月ころから教育器材の販売等を目的とするクロスコンチネンタル株式会社に就職し、昭和55年9月ころには同会社教育開発部次長の職にあった。」

「被告人は仕事に情熱を傾け、これに打ち込んでいたため、賢一郎の教育は主として和子に任されることとなった。」

家庭内暴力から子殺しへ

(2) 長男の幼児期

「賢一郎は、一人っ子として和子のちょう愛を一身に受け、いささか過保護に育てられ、また転校が重なったこともあって、自己中心的で他人との協調性に欠け、母親に対する依存心の強い性格を形成するようになった。」

(3) 長男の思春期

「そのため梅丘中学では集団生活にうまく溶け込めず、友人を作ってゆくこともできず、逆に級友からいじめられるようになった結果、強い被害者意識を抱くようになった。中学2年の後半ころから、登校を渋るようになるとともに、和子に対しティッシュペーパーの箱や灰皿を投げ付けたり、殴り掛かったりするようになり、『このくらい友だちからやられている。お母さんにやらなければ、だれにやるんだ。僕より弱い者で、女の人にやるんだ。』などと言うようになった。中学3年生になると新しい友だちができたが、一緒に万引きをしたり、友人の自転車を勝手に持って来たりしたことがあった。被告人夫婦がこれに気づき、そういう友だちと付き合わないよう注意し、自転車を修理して持ち主に返すと、賢一郎は、『ほかの子がやったのに、おれが取ったということになる。』と言って、これに強く反発し、これらのことから友だちとの関係もまずくなった。また、そのころから腹痛を理由に時々登校しなくなり、和子に対し物を投げ付け、殴る、けるの暴行をし、『おれはむりやり転校させられた。おまえたちの犠牲だ。』などと言うようになった。」

(4) 長男に対する両親の対応——その1

「昭和55年7月下旬、和子は、賢一郎を国立小児病院に連れて行き、精神科医に相談したところ、『現在のところ異常はないが、登校拒否が続いたら必ず来るように。』と言われた。夏休みに入り、賢一郎が自分の要求がいれられなかった腹いせに、和子が乗っている自転車を踏切上で突き倒し、その顔面にけがを負わせたことから和子も賢一郎の暴力を隠し切れなくなり、被告人も初めてそのことを知るに至った。被告人が

しかつたところ、賢一郎はそれに反発し、『おまえが文句をいうからこうなるんだ。』と言って被告人の面前で和子に殴る、けるの暴行を加えるようになった。そのため賢一郎と穏やかに話し合い、息子の気持ちを理解しようと努めた。』

「2学期に入ってから、登校拒否はやまず、同年10月中旬ころからこれが目立つようになり3学期には、1週間に1、2回程度しか登校しなかった。これにつれて賢一郎の暴力は、和子のみならず祖母のタミ、被告人そして近隣の者にまで及び、その激しさも増していった。」

「まず朝6時ころ自分の部屋のベッドで目を覚ますと、ベッドの横の壁を、和子が来てくれるまで、2階や屋外にも響くほどたたき、目覚まし時計、筆箱等を部屋の扉に投げ付け、窓のカーテンをカッターナイフで切り裂き、和子の腕を強くつかみ、『雨戸を開けろ。』『そこへ座れ。』などと命令し、これに従わないとカッターナイフなどで和子を脅したりした。これをなだめすかしてようやく朝食になると、『食べたいものがない。』などと文句を言って食卓をひっくり返したりした。ようやく登校時になると、登校を拒み、あるいは家を出ても30分くらいして戻って来て、隣家の塀を乗り越えて屋根伝いにタミの居住する2階の窓ガラスを壊して土足のまま屋内に入り、タミが大事にしている茶器や花器を壊し、110番をかけさせないため、あるいは学校から問い合わせをさせないために、電話線を切断したりした。そして、自分の要求が聞き入れられなかったり、注意されたり、機嫌が悪かったりすると、昼夜を問わず、ふすまや障子を包丁で棧ごと破壊し、主として和子に殴る、けるの乱暴を働き、タミに対して突き飛ばしたりし、飼い犬のふんをタミの布団や部屋にまき散らしたりした。飼い犬に対しても、犬小屋に閉じ込めたままひっくり返してけ飛ばし、傘の先でつつき、熱湯をかけ、首輪を持って空中につるしたりした。また、屋根などに登っている賢一郎に危ないよと注意をした隣人たちに悪態をつき、隣家や道路に石、生卵、かんしゃく玉やドリンク瓶を投げ付けた。」

家庭内暴力から子殺しへ

(5) 長男に対する両親の対応——その2

「被告人夫婦は、賢一郎の右言動に思い悩み、賢一郎の気分が落ち着いているときにその訳を尋ねると、『おれにも分からないけどいらいらするんだ。』と言い、病院に連れて行こうとすると、『そんなことをしたら火をつけるぞ。』などと言って暴れ出し、マッチに火をつけて床に投げたりした。そこで、ぜひ連れに来てほしいと病院に頼んだが、病院からは子供の年齢からいって警察ざたかなにか起こして警察からの要請がない限り強制的に連れ出すことはできないとの回答であった。被告人らは世田谷区教育委員会の教育相談に行ったが、『無理に登校させなくてよい。暴力については、ある程度やむを得ない。我慢して本人の自覚を待つように。』と言われ、その他警察、心理学を研究している友人、会社の上役にも相談したが、適切と思われる意見は聞けなかった。」

(6) 長男に対する両親の対応——その3

「被告人は、賢一郎の家庭内暴力の問題が起こってからは、それまでの仕事本位の生活態度を一変し、息子を立ち直らせようと懸命に努力した。中学3年の2学期後半からは、賢一郎との応接に疲れ切って体の不調を訴える妻和子に代わり、被告人が登校に付き添い学校との連絡をとり、賢一郎の面倒を見るようになった。昭和56年1月ころ、賢一郎は、近隣の者が、自分の粗暴な振る舞いを警察に通報したと思い、その仕返しをするために空気銃を買って来た。被告人が必死になってこの空気銃を取り上げたところ、賢一郎は、とっさに和子の髪の毛をわしずかみにして数十本を引き抜き、被告人が賢一郎を取り押さえて和子やタミを屋外に逃がすと、物を玄関に投げ付けガラス戸を壊して家を飛び出した。この事件後、賢一郎は、空気銃のかわりにカッターナイフを常時持ち歩き、被告人らがこれを取り上げてもすぐに別の物入手し、暴れるときに、そのカッターナイフを和子の顔面、首筋に突き付け、『てめえ、殺すぞ。』などと怒鳴り散らし、殴る、けるの暴力を振るった。このため、和子は、昭和55年12月ころから、電車の中で突然泣き出したり一人言を

いうようになり、それがひどくなったので、翌56年2月上旬、都立松沢病院で診察を受けたところ、賢一郎の右行状を原因とする心因反応（ノイローゼの一種）との診断で、精神安定剤、抗うつ剤、睡眠薬を服用するようになった。この際、医師から賢一郎について、『今すぐ解決する方法はなく、その原因を根気よく把握していくしかない。』と聞いた。』

(7) 長男に対する両親の対応——その4

「賢一郎は、昭和56年2月、私立堀越高等学校を受験し、これに合格した。同年4月9日堀越高校の入学式があり、賢一郎も登校を開始したが、同月13日学校側からクラス全員に対し校則により長髪は認めないと言われたことから、再び登校しなくなり、家庭内で暴力を振るった。登校するかどうかわからないのに、被告人が賢一郎の要求どおり午前5時ころ起こしに行くと、賢一郎は壁をたたくことから始め、あるときにはドラムのばちで被告人を執ように殴打した。和子が病いをおして朝早くから弁当を作っても、登校せず、またあるときには原宿に連れて行くように要求し、和子が病いのためこれを断ると、和子を玄関先で突き飛ばして横転させ、和子が寝ているベッドの上の窓に物を投げて壊し、掛け布団の上にガラス様の破片が飛び散った。被告人は、会社に出勤できる状態ではなくなり、また出勤しても仕事のできる状態ではなかったので、上役のほうから被告人を1週間ほど休ませたりした。被告人夫婦は、『二人で死ぬば子供が良くなるだろうか。』などと話し合ったこともあった。同月22日には、賢一郎は、16歳になるからオートバイを買うようにと和子に迫り、伯父原芳彦の出張先にまで電話をし、『今金を持って来い。60万円持って来い。』と怒鳴りたて、更に同人の自宅に電話して伯母にも同様の事を言ったが、和子は、『殺すなら殺しなさい。そのようなことは伯父さんには言えない。』などと言って賢一郎を止めた。被告人は、外出していても家庭が心配のため1日に3度くらい家に電話するようになっていたが、この日も電話すると通じないことから不安に思い帰宅すると、賢一郎は、和子を座らせて傘の先を突き付け、『これで

家庭内暴力から子殺しへ

顔を突くぞ。表に出て来い、話しがある。』と言い、和子をむりやり外に引っ張り出したが、間もなく直径30センチメートルくらいの石を自転車に積んで1人で戻り、これを被告人に向かって投げ付けた。和子は、その間に路上で人事不省に陥り、救急車でそのまま東京大塚病院に入院するに至った。このため被告人は、夜間同病院で和子に付添うこととなり、2、3時間仮眠するだけの毎日が続いた。賢一郎は、和子の入院中一度だけ見舞いに行ったが、長く入院していると自分が不便だから、早く退院しろという態度であった。そして、タミから賢一郎が入院後2日くらいおとなしかったが、3日目くらいから暴れだしたのでなんとかしてほしいと連絡を受けたことや、賢一郎が登校することを約束し、実際同月28日登校したことから、和子は、医者が止めるのを振り切って、翌29日夜1週間で退院した。翌30日、賢一郎は登校のため家を出たもののほどなく戻り、2階の雨戸をたたき、タミが部屋に入れてやると暴れ回り、物を投げ付け、電話線を切り、タミが被告人らに助けを求めると、『告げ口をするのか。』と怒鳴り、和子がこれをなだめてようやく1階の居間に下りて来ると、制服の下に着ていたワイシャツをカッターナイフで切って着られなくし、制服用のネクタイを半分に切り離し、『おまえらのせいだぞ。』と言いながらこれを和子に投げ付け、靴やかばんを隣家の庭に投げ込み、カーテンを切り裂いた上、和子にカッターナイフを突き付け、『早く、あいつ（被告人）を表に出せ。』と叫ぶ始末であった。和子が仕方なく出社を勧めたので、被告人は、出勤することにした。その際タミが、こっそり2階から降りて来て、『私は本当にたまらない。いつ殺されるか分からない。生きている気持ちがしない。父親としてなんとか方法はないんですか、なんとか考えてください。』と言うのを聞きながら家を出た。会社の上役は、出社して来た被告人の顔色が悪く、不精ひげを生やし、頭髪もぼさぼさであることにびっくりした。被告人が、会社を早退して、賢一郎のために新しいネクタイを買って帰宅すると、留守中賢一郎が、『原宿に連れて行け。オートバイを買え。』

などと言って暴れたと和子から聞いた。」

(8) 長男に対する両親の対応——その5

「本件犯行の前日（同年5月2日）、被告人が午前5時ころ賢一郎を起こしに行くと、賢一郎はいつものように壁をたたいてたりして起床し、登校のため家を出て行った。被告人は、堀越高校に立ち寄り授業料を納めた後出張に行く予定で家を出たが、同校に行くと和子から至急帰宅してほしいとの連絡があったので、急いで帰宅した。被告人が昼過ぎ家に帰宅すると、和子が髪の毛をぼさぼさにしたまま居間のソファにしょんぼりと座っており、いすやテーブルが倒れ、賢一郎の破り捨てられた教科書、じゃがいもやにんじんが散乱し、魔法瓶が倒れ、足の踏み場もない状態であり、賢一郎が居間の奥の和子のベッドに制服を着たまま大の字になっていた。被告人は、ひと目で、賢一郎が登校しないで家に戻り、和子の髪を引っ張り回すなどして暴れたなど分り、和子からも賢一郎が学校に行かず盗聴器を買って来たので注意したところ、とたんに暴れ出したと聞いたが、一応騒ぎも終わっていることでもあるので、黙って部屋の片付けにかかった。ところが、和子が『着替えなさい。』と言うと、賢一郎は、ぱっと和子のベッドの上に飛び上がり、『うるせえ。なんでおれが制服着ちゃいけないんだ。おれに着せるのがもったいのかよ。』と言って、はさみで自分が着ている、買ったばかりのズボンとワイシャツを切り裂き、ぱっと下りて来て、『おまえのせいでこうなった。』と言いながら、はさみで和子ののど元に突き付けた。しばらくして、被告人が和子に休むように勧めると、賢一郎は、『寝かせない。食事に外へ連れて行け。』と言って和子の胸倉をつかみ、け飛ばし、和子の病体では無理であると言われると、和子に料理を作ることを命じ、和子を作るたびに、これを犬の食器に明けたり、台所の流しに捨て、『今度はおれがおまえの飯を作ってやる。』と言って、ご飯にケチャップ、しょうゆ、酢、唐辛子を入れ、その上から湯をかけて混ぜたものを和子に食えと強要した。被告人がこれを制止すると、賢一郎は飼い犬を居間に入れ、

家庭内暴力から子殺しへ

『おれに文句言ったらどうなるか見とけ。』と言って、犬の首輪を持って宙づりにした。和子はこれを見かねてご飯に口をつけた。すると賢一郎は、『今から引っ越すから不動産屋について来い。この近所は気に入らない。』と言い、被告人夫婦がこれを拒否すると、雑誌『マンション情報』を自分の部屋から持って来て、不動産屋に次々と電話したが、午後5時ころから電話するようになったため、不動産屋から断られ、ようやく電話するのをあきらめた。被告人が、午後9時過ぎ、食事を終えて今日はこれで休息したいと思いテレビのスイッチを入れると、賢一郎は、そのスイッチを切り、灰皿を被告人に投げ付け、『続きを今からやるんだ。』と言い、『こいつ（被告人）がいるから駄目だ。』『おまえ（和子）、こいつ（被告人）と別れろ。こいつの面見るのも嫌だ。』と真剣な顔でしつこく言い出した。賢一郎が被告人らに離婚を迫ったのは初めてのことであった。そして和子に対し、『こいつと別れました。』という誓約書を書けと要求し、これを拒否されると、今日一日朝から賢一郎の言うことに全部反対して悪かった旨の謝罪文を書くように迫り、これも拒否されると、和子をけ飛ばしたり、胸をこづいたりし、被告人が止めようとすると、魔法瓶を振り上げ、『おまえ（被告人）口出ししたら、これをこいつ（和子）に投げ付けるぞ。けがしても知らないぞ。灰皿投げられて、まだ口出しするのか。』などと言ったため、被告人も黙らざるを得なかった。賢一郎は、更に自分の部屋から電気のコードを持って来て、両端を両手に巻き付けて短くして、疲れてテーブルにうつぶせたままになっている和子に対し、『こいつは本当に言うことを聞かない。殺してやりたい。殺してやるんだ。』と言いながらコードで首を絞めるまねをした。しばらく、このようなまねをした後自分の部屋に一度引き上げたが、また戻って来て、被告人に対して、『言うのを忘れた。おまえ、オートバイ、6月5日までに買えよ。盗んだって手にはいるんだから。』『おまえも全然言うことを聞かない。おまえも殺されるぞ。あすは必ず続きをやるから。朝6時に起きて食事をするようにしろ。不動産屋に行

って家も決めるから、それを忘れるな。あいつ（和子）にもよく言っとけ。眠くなったから寝るから。』と言い、ようやく翌3日午前1時ころ自分の部屋に戻って行った。被告人はテーブルにうつぶせになった和子をベッドに連れて行って休ませてから、ソファーに腰掛けるといつの間にか仮眠してしまった。背広の上着を脱ぎネクタイは外していたが出張のための服装のままであった。」

2 罪となるべき事実

「被告人は、1時間30分くらいしてふと目を覚まし、賢一郎のこれまでの行状や前日の出来事をあれこれ思ううち、賢一郎には社会生活をする上での基本的なものが欠けており、このままでは一人前の人間として社会生活をしていくことが難しく、時がたてばたつほど家族だけではなく他人にも迷惑をかける人間となるのではないかとその将来を憂慮した末、いっそ自分自身の手でけじめをつけ、賢一郎の生命を絶ち、自らも後を追おうと決意し、昭和56年5月3日午前3時ころ、東京都世田谷区松原1丁目18番20号所在の原タミ方1階4畳間において、就寝中の賢一郎(当時15歳)の頸部に犬引き綱(……)を2回巻き付けて強く絞め付け、よってそのころ同所で賢一郎を絞頸により窒息死させて殺害したものである。」

3 量刑の理由

「本件は、両親とも大学卒で恵まれた家庭に育った一人息子が、登校を拒否するようになるとともに凶暴化し、家庭で母親、祖母更には父親である被告人に対して毎日のように乱暴ろうぜきを働くようになったことから、ほぼ十か月間にわたり耐えに耐えて来た被告人が、ついに思い余って、当時高校1年生であった我が子の命を断ったという、被害者、加害者の双方にとって痛ましい、なんともやり切れない悲惨な事案である。」

家庭内暴力から子殺しへ

「いつも被告人のことを『おまえ』とか『ヤー公』とか呼んでいた賢一郎が、被告人の本件犯行の際最後に発した『お父さん、なにするんだ。』という言葉こそ、日ごろの仮面を脱ぎ捨てた賢一郎の実体だったと思われる。確かに賢一郎は、身長は172センチメートルで父親と同じくらいあり、体だけは一人前であったが、精神的に乳離れができておらず、神経質で自己中心的であり、被害者意識が強く、責任をすぐ転嫁する問題児であったことは否定できない。しかし、賢一郎にしてみれば、学校へ行かなければならないことや家庭で暴力を振るってはいけないことは十分分っているながら、行きたくても行けず、狂人のように振る舞わざるを得なかったであろう面もまた認めざるを得ないのである。賢一郎は、その原因がなんであるかを自分でも分からないまま、地獄の中から助けてほしいと苦しみをだえていた。賢一郎が死の直前に作成したと思われる抗議文と題する書面の中で、『私がお母さん、お父さん話し合いをしたいのですという、父は笑っておれの話聞いてくれないのです。』と書いたのは、彼独特の複雑に屈折した表現ではあるが、助けを求める叫びだったと思われる。そうだとすれば、これに対する適切な措置がなんら講じられることなく、逆に助けてほしかった父親の手によって15歳の短い人生を終えなければならなかった賢一郎の心情は哀れである。若い一個の生命が永遠に失われたという結果の重大性を看過することは許されず、被告人の刑責はなんとしても重いと言わざるを得ない。」

「本件家庭内暴力が発生した原因として、被告人が仕事優先の生活を送り、息子の教育を第1次的には妻の和子に任せた結果、和子は一人息子を大層かわいがり、賢一郎がともすれば過保護になるのを放置し、父親としての責任を十分に果していなかった一面がある。しかし、被告人夫婦が、被告人自身一人っ子であったことから賢一郎を甘やかすことを恐れ、ボーイスカウトや剣道部に入れて身心を鍛えさせようと努めていた面があったことも事実である。また、人間の行動は素質環境に影響されるところが大きいとはいえ、これによってすべてが決定されるという

ものではなく、決定されつつも決定してゆくという面のあることも否定できない以上、高校生にもなった賢一郎自身がまず第1番に深く反省しなければならなかったことはいうまでもない。」

「次に、賢一郎のいわゆる家庭内暴力に対する被告人夫婦の対応の仕方が問題になる。和子は、当初、夫に対してすら賢一郎の暴力を打ち明けられず、まして梅丘中学の先生にはなかなか実情を話すことができなかった。被告人は、妻や義母に対する賢一郎の暴力を知るや賢一郎に注意したが、賢一郎は直ちにそれを何倍かにして和子や祖母タミに仕返しをしたことから、被告人は賢一郎に対し父親としての断固たる態度をとることをあきらめ、息子の気持ちを理解しようとする態度に終始した。このような被告人夫婦の態度が賢一郎の家庭内暴力に油をそそぐ結果になったとの見方も十分に成り立ちうるとされる。和子が、この問題を家庭内で処理しようとせず、もっと早期に、ざっくばらんに専門家に打ち明け、相談していたならば、そして被告人が息子に対してもっと父親としてのき然たる態度を示していたならば、あるいは本件は別の経過をたどっていたかもしれない。しかし、家庭内暴力がどのようなものであるかさえよく分からなかった被告人夫婦にとって、その初期の段階で、賢一郎が判示のような経過をたどって変ぼうして行くものと予想することは困難であった。家庭内暴力に対処する仕方を知らなかったことをもって、被告人を強く非難することはできないと思われる。被告人夫婦は、必死になって、国立小児病院、世田谷区教育委員会、北沢警察署、都立松沢病院等に相談しているのであるが、1つには被告人夫婦が家庭内暴力の実情を100パーセント打ち明けなかったことにもよるが、1つには問題自体の難しさもあって、どこに行っても『ある程度好きなようにさせて、本人の自覚を待て。』といった程度の話に終わり、真に有効適切な指示に接することはついにできなかったのである。」

「被告人が本件犯行を犯すに至った過程やその動機には、同情すべき点が少なくない。被告人は、賢一郎の異常に気付くや、これまでの生活

家庭内暴力から子殺しへ

態度をすぐに改め、息子を第1に考え、仕事は二の次とし、賢一郎が正常な状態に戻るよう涙ぐましい努力をした。子供のために好きな酒を断ち、中学3年生の体育祭には、賢一郎が集団になじむことができるかを内緒で見に行ったり、朝校門まで付き添って行ったり、昭和55年11月末ころからは、体の不調を訴えだした妻に代って学校との窓口となったが、2日か3日に1度の割合で学校に電話したり、出掛けたり、仕事もなげうって、賢一郎の心の中に少しでも入り込もうと四六時中努めた結果、顔付までが、仕事をバリバリやるときの顔から子供のような顔に変わってしまったほどであった。被告人がこのように賢一郎の立ち直りを願って誠心誠意、できる限りの努力を尽くしたことは、疑いをいれる余地がない。しかるに、賢一郎の乱暴ろうぜきは治るどころか日に日に激しさを増し、家の中の障子やふすまは包丁で棧ごと切り裂かれ、食卓はひっくり返され、昼間からガラスの割れる音、和子の悲鳴が近所に聞こえた。家族は、この地獄のような10か月間を賢一郎の自覚を一日千秋の思いで待ちつつ、ひたすら耐えて来たが、この期待は無残にも破られた。犯行前数か月の賢一郎の状態は、家庭内暴力としてはその限界近くまで突き進んで行ってしまっており、賢一郎を家庭から隔離するという強力な手段を採る以外には、もはや何人も手を付けられないような荒廃状態に陥っていたのではないと思われる。仮に、そのままの状態が5月3日以降も更に続いていたとしたら、被害者と加害者の立場が入れ替わっていた可能性すら絶無とはいえなかった。この間、和子は、電車の中で突然泣き出したりするようになり、ノイローゼと診断され、薬なしでは生活できない状態となっていたにもかかわらず、賢一郎は容赦なく殴る、けるの乱暴を働き続けた。祖母のタミは『いつ殺されるか分からない。』と言って再三にわたって家を逃げ出し、犯行の前日にも被告人に対し『父親としてなんとかならないか。』と哀願していた。被告人自身も賢一郎からドラムのばちで殴られようが、灰皿を投げ付けられようが、ひたすら耐えて来たが、神経はぼろぼろになり、病床にある和子と相談す

ることができないばかりか、その看護もしなければならず、睡眠不足の毎日が続いた。このように、被告人は本件犯行当時は心身ともに疲れ切った状態にあり、周囲の状況を冷静に判断する心の余裕を失ったまま、一人思い悩み、賢一郎の将来に絶望し、その命を断って自らも後を追おうとしたものであって、第三者の目からみれば、あるいは浅慮な行為といえても、被告人が当時置かれていた状況に身を置いた場合、父親として本件犯行に出ざるを得なかった気持ちもある程度理解できなくはない。」

「その他、本件は自らを犠牲にして妻及び義母を救おうとした一面も否定できないこと、犯行後妻や義兄の説得により自殺を思いとどまるとともに自首していること、家庭内暴力の実態、原因、治療法について、これまで一般に十分理解されていたとは必ずしも言い難く、被告人だけを責めるに酷であってはならないと思われること、被告人は44歳の今日まで一度も罪に問われることなくまじめに生活して来たものであって、職場での評判も良く、社会的にも相当の地位と信頼を得ていること、法廷でも深い悔悟の情を示し、日夜賢一郎のめい福を祈っていること、近所の人など2600余名から減刑の嘆願書が提出されていること等の事情がある。」

「裁判所としては、右に述べた一切の事情を考慮し、本件について今回直ちに被告人を実刑に処するのは酷にすぎ、被告人の今後の自覚と自粛に期待するのが相当であると認め、被告人を懲役3年に処した上、5年間右刑の執行を猶予することとした。」

III 第2判決

浦和地裁平成5年3月4日判決（判例タイムズ842号295頁）を紹介する。本判決は、第3判決の原審判決である。

本件は、長男の家庭内暴力（対物暴力のみ）に苦しんだ父母が、23歳の長男を絞殺したものである。本判決は、父母に、懲役3年の刑（執行猶予5年）を言い渡した。

家庭内暴力から子殺しへ

1 犯行に至る経緯

(1) 父の略歴

「被告人甲は、父太郎（平成4年4月22日死亡）、母花子の長男として東京都内で出生したが、経済的に恵まれない家庭の中で苦学を重ね、浦和市内の県立高等学校を経て、東京大学に進学し、昭和40年3月同大学文学部国文学科を卒業した。その後、同被告人は埼玉県立高等学校の国語教師となり、じ来今日まで27年余の間同県内の高等学校に勤務したが、後記の犯行当時は、県立蕨高等学校の教諭をしていたものである。」

「被告人甲は、この間教職を天職と考え、情熱をもって生徒に接してきたため、多くの教え子から慕われ、被告人兩名の自宅を訪れる教え子も多く、また、生徒の父兄や同僚達からもその仕事ぶりは高い評価を受けていた。」

(2) 母の略歴

「被告人乙は、父冬男、母春子の四女として東京都内で出生し、埼玉県立女子高等学校を卒業した後は、家庭が裕福ではなかったことから大学進学を諦め、生命保険会社に勤務するなどしているうち、昭和43年3月かねてより知人の紹介で知り合っていた被告人甲と結婚し、じ来家庭の主婦としてもっぱら家事に従事していたものである。」

(3) 家庭の環境

「被告人兩名は、肩書住所地の借地に居を構え、被告人甲の両親と同居の家庭生活を営んだが、右両親との仲もきわめて円満であった。この間、昭和43年12月、本件の被害者である長男丙が生まれ、さらに同46年7月二男丁が、同54年8月三男戊がそれぞれ生まれた。昭和57年10月、被告人甲の母花子が死亡した後は、被告人兩名は、被告人甲の父太郎、被害者丙、丁、戊の3人の子との6人暮らしとなったが、さらに平成4年4月に被告人乙の1年余にわたる献身的な看護にもかかわらず、被告人甲の父太郎が死亡した後は親子5人だけの家庭となっていた。」

「なお、被告人乙の母春子は、夫冬男が昭和53年に死亡した後は被告

人兩名の肩書住所近くの浦和市領家に居住して一人暮らしをしていたが、目と耳が悪く足も不自由であったところから、被告人乙が日頃からいろいろと身のまわりの世話をしていたものである。」

(4) 長男の幼児期

「被害者丙は、小中学校当時、学業の成績もよく、テニスなどのスポーツにも秀れ、さらに音楽にも才能の片鱗を示すなど、いわゆる利発な子であった。そのため、周囲からも可愛がられ、将来を嘱望されていたが、このころから、すでに、被害者丙は、自分が興味を持ったことには強い関心を示し、集中力を持することができるけれども、自分の気が向かないことに対しては、投げやりな態度をとり、担当教師の指導や忠告に対しても率直にこれをきこうとしない、いわゆる私の強い一面をみせていた。」

(5) 長男の思春期

「昭和59年4月、被害者丙は、埼玉県立浦和高等学校に進学したが、このころから次第に学業に意欲を示さなくなり、そのため成績も低下の一途をたどった。これを見かねた被告人甲が、『地道に勉強しないとこぼれるぞ。』と注意するなどしていたが、これに対し、被害者丙は『俺がこぼれるわけがないだろう。』とうそぶき、父親の忠告に耳を貸そうとはしなかった。また、クラスの同僚の生徒達などとの交際の面でも、次第に孤独感、^{ママ}訴外感を抱くに至り、クラブ活動でやっていた軟式テニスも一年生の終りころにはやめてしまい、ポピュラー音楽の作詩、作曲や演奏にのみ熱中するようになった。2年生の3学期になると、登校もやめ、自宅に閉じこもって作曲に没頭するようになり、被告人甲がたびたび高校位は卒業した方がいいから登校するようにと注意しても、これをきこうとはせず、テストさえ受けようとせず、結局、自ら学業を放棄する形で、昭和61年3月右高校を中途退学した。その後も被害者丙は、部屋に閉じこもって音楽を聞いたり作曲に没頭する生活を続けていたが、この間、被告人甲から諭されてスーパーの店員のアルバイトをす

家庭内暴力から子殺しへ

るなどもしていた。同年7月ころになり、被害者丙は突然大学に行きたいといい出し、急遽、大学入試資格試験の準備に取りかかり、猛勉強の末、同年10月右試験に合格し、さらにその後も猛勉強を継続して立教大学文学部英文学科に合格し、翌62年4月同大学に入学した。被害者丙の行末を案じていた被告人兩名はこれをみて愁眉を開いた。しかし、被害者丙は、大学に入ると、ほとんど授業に出ることもなく、専らスキーのサークル活動に熱中し、日本スキー連盟の1級資格を取得して、冬には白樺湖でスキーのインストラクターをするなどして、学業の方は再び完全に放棄してしまい、4年進級時には、単位不足で卒業できない状態に追い込まれ、平成2年3月同大学を中途退学するにいたった。この大学在学中、被害者丙は、自らのアルバイトで小遣いを稼ぐことは一切せず、学費のみならず、遊興費についても被告人らに全面的に依存しており、そのため、被告人兩名は、被害者丙の将来に強い懸念、不安を抱かざるをえなかったばかりか、経済的にもかなりの苦況に陥ることとなった。被害者丙は、大学中退後、一時は司法試験を目指して勉強することもあったが、間もなく棒を折ってしまい、その後は、たまにスキーサークルの仲間と遊びに出かける時以外は家に閉じこもり、昼寝で夜起き出し酒に耽溺するというきわめてすさんだ生活の中で、酒に酔っては被告人乙に当たりちらし、悪態をつくという行動をくりかえすようになった。」

(6) 長男に対する両親の対応——その1

「被害者丙をこのまま放置すれば、被害者丙自身の生活が破綻してしまうばかりでなく、家庭そのものが崩壊してしまうと危惧した被告人乙は、同年7月、被害者丙に精神科の専門医に診断を受けさせよと考え、東京都新宿区の『柴田クリニック』に予約をとり、その旨被害者丙に伝えたが、被害者丙が右クリニックに行くことを渋ったため、やむなく一人で右クリニックに赴き、右クリニックの柴田医師に被害者丙の現状を話したところ、同医師からは退却神経症ではないかと思うといわれ、同名の本を示されてこれを買って読んでみてはと勧められたので、帰途こ

の本を買い求め一読した結果、被害者丙の症状はそこに書かれてある『自己愛パーソナリティ障害』にぴったりとあてはまると直観した(この本の『自己愛パーソナリティ障害』の項には、『一見したところ平均以上に良い社会適応を果しているかに見える。にもかかわらず、その実、内心では、深刻な無気力、無感動、無快楽を体験しており、わがままパーソナリティ、修正されにくい誇大な自己イメージを持ち、他人を愛したり、他人に献身したりということがなく、逆につねに他人に称賛され、愛されることを当然のこととして求める。いってみれば、恰好はよいが正真正銘のわがまま人間、わが道を行く人間』などと記載されていた。)。このころになると、被害者丙の言動はますます常軌を逸したものとなり、同月30日ころ、被害者丙の部屋で本棚が倒れる音がすると同時に『ギャー』という悲鳴が聞え、その直後、被害者丙が真っ青な顔をして部屋からとび出し、被告人らのいる居間の方に来るなり、鳥肌を立て体を震わせながら、『怖い。』『何かとりついているようだ。自分が死ぬような感じがした。』と叫び自分が霊か何かにとりつかれたような幻覚に襲われたことを訴えたので、被告人らが被害者丙を連れて『浦和保養院』へ行き、医師の診断を受けさせるという出来事があった。被害者丙は医師から注射を射ってもらうとようやく落ち着きを取り戻したが、医師から昼夜逆転の生活を正常に戻し、酒もビール1本程度に控えるようにいわれ、精神安定剤をもらって帰宅した。その後しばらくの間は、被害者丙もこれに懲りて夜眠るように務め、酒も控えるなどしていたが、右医師からその後も様子を見せにくるよう指示されていたにもかかわらず、また、被告人らの勤めも無視して右医師のもとに行こうとはしなかった。

(7) 長男に対する両親の対応——その2

「平成3年夏ころ、旅に出かけていた被害者丙から電話があり、交際している女性との性交渉がうまくいかないという悩みを打ちあげられた被告人乙は、この話を被告人甲に伝えたので、被告人甲はやがて旅から戻ってきた被害者丙に対し、その性的不能は肉体的なものではなく心因

家庭内暴力から子殺しへ

性のものだと教え、医者のもとに行き診断を受けるようにと忠告した。しかし、被害者丙は、このころから、酒を飲むとことあるごとに被告人丙に対して『こんな体に生んだのは親の責任だ。』などとあたりちらし、家のドアを拳で殴ったり、椅子をひっくりかえしたり、家財道具を投げつけるなどの対物暴力をくりかえし、被害者丙に対して右性的不能は心因性のものにすぎないから医師の診断を受けるようにとの被告人乙の説得に対しても『俺のは脳から来るものだ。こんなことが医者で治せる訳がない。すべて親の責任だ。』とつっぱね、耳を貸そうとはせず、重ねて説得しようとする被告人乙に対して『うるせいだよ。心中覚悟で注意しにこい。』などと暴言を吐き、ビールを飲んで家財道具にあたりちらす言動をくりかえした。被告人甲も被告人乙から被害者丙のこうした言動を聞き、被害者丙に対して、病院に行くように勧めるとともに、仕事をするようにと忠告もした。被害者丙は、病院には行こうとはしなかったものの、被告人甲の忠告にしたがって、間もなくピザ配達のアルバイトをするようになったが、配達の中で交通違反をくりかえして自動車運転免許の停止処分を受け、1か月を経ないうちに右アルバイトをやめてしまい、再び家でぶらぶらする生活を送るようになり、デートなどに出かける都度被告人乙から小遣金をせびりとしてゆくという状況が続いた。」

(8) 長男に対する両親の対応——その3

「平成4年4月、被告人甲の父太郎が亡くなり、被害者丙も自分をこよなく可愛がってくれた祖父の死に直面してそれなりに考えるところがあったのか、間もなく東京都港区の高級焼肉レストランで週4日間、午後10時から午前5時まで勤務のアルバイトをするようになったが、被害者丙の家庭内暴力は収まることはなく、同年5月ころ、被告人甲が被害者丙に対し、ビデオの音量を小さくするように注意したところ、被害者丙が怒り出し、焼酎を撒き散らしたり、ガスレンジのステンレスに向けて椅子を投げつけるなどして暴れた。」

「この被害者丙の家庭内暴力は、被告人乙に対する単なる悪態、面罵から発展してきたものであったが、右のように次第にその程度も激しいものとなり、また、当初は、被告人甲のいないところでのみ敢行されていたのに、やがて被告人甲の面前でも行なわれるようになったという点でも徐々にエスカレートしてきていた（もっとも被害者丙の右家庭内暴力は、対物暴力にかぎられており、被告人らの身体に対する有形力の行使にまで発展することはほとんどなかったという点では、なお、それなりに自制を伴ったものではあった。）」

(9) 長男に対する両親の対応——その4

義父太郎の介護や実母春子の世話だけでもかなりの負担となっていたところに、このような長期間にわたる被害者丙の家庭内暴力に直面し、しかもそれが鎮静化のきざしが全くないばかりか次第にエスカレートしてきているのをみた被告人乙は、このままでは被害者丙の人生も破滅の他はなく、ひいては自分や二男、三男も共倒れの形で破滅するほかないのではないかと感ずるようになり、日々暗澹たる気持で暮らしていた。こうした思いは、被告人甲も同じであり、事態の打開のための有効な方策を見い出せないまま時が推移するうち、やがて被告人甲は、父太郎が死去したのを契機として、思いきって、自分が27年余にわたる教師生活にピリオドを打ち、すでに高等学校を卒業して大宮市内の建設会社に就職していた二男丁と三男戊とを連れて四国か九州に行き、そこに身を落着けて余生を送ることにしよう、それが被害者丙の家庭内暴力によって家庭が崩壊するのを防ぐ唯一の手立てであり、また、アルバイトを始めて自立へのきっかけをつかみつつあるようにもみえる被害者丙の立直りのためのよすがともなるのではなかろうかと考えるにいたり、被告人甲からこの意向を漏らされた被告人乙もこの考えに賛成した。」

「そこで、被告人甲は、同年5月19日ころ、自宅の居間で、被害者丙と二男丁に対して右の決意を伝え、平成5年3月をもって教師を退職し、自宅も処分するつもりなので、それまでの間にそれぞれの自立した生活

家庭内暴力から子殺しへ

に入れるように準備しておくようにと申し渡した。二男丁は、父親の意図するところとその決意の堅さを感じ取り、被告人甲の右申出に直ちに同意したが、被害者丙はその場ではあえてこれに異を唱えなかったものの、内面では自分が両親に見捨てられたように感じ、家庭内での暴力をさらにエスカレートさせ、ビールを飲んで被告人乙に『自分をこんな体に生んだ親が悪い。』などと罵り、椅子を投げたり、グラスを叩き壊すなどの乱暴狼藉をくりかえした。』

(10) 長男に対する両親の対応——その5

「平成4年5月31日、死去した父太郎の納骨法要が営まれたが、被害者丙は、右法要にきた多数の親戚の人達の面前では、ごく普通に振舞い、家庭内暴力の片鱗も見せなかったにもかかわらず、これらの人達が立去った翌6月1日の未明あたりからテーブルや椅子をひっくりかえす等の暴行をはじめた。被害者丙が可愛がってくれた祖父の死をきっかけに、少しは立ち直ってくれないだろうかと期待していた被告人らは、こともあろうにその祖父の納骨の日に暴れる被害者丙の姿に愕然とし、絶望のどん底につきおとされた。』

「その後、被害者丙は、自室で酒を飲みながら曲づくりをしている様子であったが、間もなく部屋から出てきて被告人乙に『職場の同僚と飲み会があって行ってくるから、1万円よこせ。』といて被告人乙から1万円を受け取り、酒に酔ったままの状態に車に乗って外出した。』

2 罪となるべき事実

「被告人兩名は、平成4年6月1日夜、被害者丙が再びアルバイトに出勤すべく外出した後、親の心を踏みにじる言動を日夜くりかえし、家庭の平和を蹂躪してかえりみない被害者丙に対してはもはや万策尽き、家庭の崩壊を防ぐためには被害者丙を殺害する他はないのではないかなどとどちらからともなく話し出し、事態が好転せずそのまま推移する場合には、同月7日に予定されている姪の結婚式が終わった後に、被害者

丙を苦痛が最も少ない形で同人の生命を奪うべく出刃包丁で心臓を一突きする方法でこれを実行しようとの共謀を遂げた。その際、被告人甲は、現職の教師のままで犯行に及んだ場合には、教え子はもとより、学校関係者にも深刻な影響を及ぼすことになると考え、被告人乙に対し、犯行を決行する場合には、その前日に退職願を学校当局に提出しておく意向を漏らした。翌6月2日、被害者丙は、午前7時ころアルバイト先から帰宅し、就寝したが、午後6時前、被告人乙に起こされて、アルバイト先の仲間と酒を飲むべく、同被告人からまた1万円を受け取って出かけたが、深夜帰宅し、翌3日の早朝にかけて、交際中の女性に電話をかけ、長時間話し合ったが、相手の女性から自分の期待していたような返事が得られなかったところから、その女性と言い争いのようになり、その立腹、苛立ちからその直後コードレスホーンの受話器を壊すなどの乱暴をしたが、さらに午前6時過ぎころ、食事の支度のため階下に降りてきた被告人乙が居間のテーブルの上のコップ等を片付けようとした際、やにわに右テーブルを横倒しにしたうえ、被告人乙に対し、『めし』と叫んだ。右被告人が急いで食事の支度をして台所のテーブルの上に被害者丙と夫のための食事を並べた。また、被害者丙がその時被告人乙に対して『ビールを買ってこい。』と命じたので、右被告人が近所の酒屋から缶ビールを買ってきて被害者丙に渡した。同人は終始無言で右ビールを飲みながら食事をした。被告人両名は、食事後、被害者丙が横倒しにした居間のテーブルを元の位置に戻し、その後、被告人甲は午前7時ころ出勤のため家を出た。午前8時ころ、被害者丙が被告人乙に対して『ラーメンを作れ。』と言ったので、同被告人がラーメンを作って台所のテーブルの上に置くと、被害者丙は少し箸をつけて『まずい。』と言いざま、どんぶりごと台所のドアめがけて投げ捨てた。被告人乙は泣きたい気持ちを抑えて、黙ってその後始末をした。その後さらに二男丁と三男戊が出掛けた後、被害者丙は、被告人乙に対し、『彼女とは別れた。てめえら四国に逃げようたってそうはさせないぞ。あいつの退職金だって皆使

家庭内暴力から子殺しへ

わせてやる。一生死ぬまで苦しめてやるからそのつもりでいろ。お前らは塩飯でも食え。その分浮いた金を俺によこせ。』と言いつつ放った。』

「被告人乙は、藁にも縋る思いで、同日昼ころ、大宮市内の新興宗教の祈祷場に赴き、被害者丙の家庭内暴力の状況を説明して相談したところ、霊視能者なる相手の女性から水子の霊が被害者丙にとりついているので、このままでは主人が殺されてしまうなどといわれた。被告人乙は、かつて妊娠中絶をしたことがあり、相手の女性がいついてくることはこの妊娠中絶のことだと受け止め、多額の謝礼の支払いを約して6月8日からの3日間の祈祷を依頼して帰宅した。この経緯を被告人乙から聞いた被害者丙は、その夜、被告人甲に対して、『お母さんから聞いたんだが、おろした子供がたたっていると言ってるらしいけど、どうなんだ。』と詰問するように聞いた。被告人甲は、被告人乙がかつて妊娠中絶をしたことはそのとおりであるが、水子のたたきなどということは迷信にすぎない旨福翁自伝の一節を引用しつつ被害者丙に話しはじめたところ、被害者丙は、これをささげするように、『そんなことをしやがって。』『そんな本の中のことを聞いているんじゃないよ。てめえの考えを聞いているんだよ。』と言いつつ放った。被告人甲は、激しい憤りと深い絶望の中で、『お前、お父さんをどこまでおとなしい人間と思っているのか。』と言いつつ返したところ、被害者丙は、『そんなこと関係ねえんだよ。』とうそぶき、さらにその場にいた被告人乙に対し、『さっきのこと(前述の塩飯云々の暴言)をおやじに伝えておけよ。』と言いつつ。すでに被告人乙から被害者丙のこの暴言について聞いていた被告人甲は、即座に、『ああしっかり聞いたよ』と答えた。その夜、被害者丙がアルバイトに出掛けた後、被告人両名は、2階寝室で、話合い、被告人乙が予約してきた霊能祈願が終わっても被害者丙の態度に変化がみられないときには、1日の夜に話し合ったように、姪の結婚式が終わった段階で被害者丙を殺害する他はないとのそれぞれの決意を披瀝し合い、互いの意思を確認した。その後、被告人甲は、一人自室にこもり、日付を空欄にした埼玉

県立蕨高等学校校長宛の退職願を書き、机の引出しに入れた。」

「被告人甲は、6月4日午前7時40分ころ、出勤のため家を出たが、その直後被害者丙が酒に酔って帰ってきて、自分で買ってきた缶ビールを台所のテーブルで飲みはじめたので、被告人乙が朝食をたべるかどうかを尋ねると、被害者丙は、『いらん。』と断ったが、その際、被告人乙に『ビールを買ってこい。』と命じた。被告人乙が買ってきた缶ビールを受取ると、被害者丙はこれを飲みはじめたが、やがて『こんな体にしたのは親のせいだ』などと言い出して、台所の冷蔵庫を押し倒したり、台所の電燈の傘を壊すなどした。被告人乙は、被害者丙が自室に入った後、散らばった電燈の傘を片付け、台所のテーブルに倒れかかっている冷蔵庫をやっとの思いで元に戻したが、被害者丙が台所に戻ってきて、『飯を作れ。』と言ったので、朝食をつくり、被害者丙に食べさせた。その際、被告人乙は、何とか親の気持、被害者丙の立ち直りを必死になって願っている自分達の思いを被害者丙にわかってもらいたいとの願いをこめて、前述の霊能祈願の一件を話したところ、被害者丙は、『信じもしない祈願に行っても俺がおとなしくなるとしたら大間違いだ。そんな金があったら俺によこせ』とけんもほろろに言い返し、さらに、『テレビも壊せるな。ガラスもまだあるな。』『マンションをどこかてめえで探してこい。俺が気に入るまで、何か所も探してこい。月30万円は仕送りしてもらわないと困るな。』などと言い、被告人乙がこれに答えず黙っていると、被害者丙は『わかったか。』と大声を出した。被告人乙は、この瞬間、被害者丙の右の言葉は、単なる脅しでもいやがらせでもなく、被害者丙の本心であり、被害者丙がもはや自らの力で生きてゆく意志を完全に喪失しており、被害者丙が自分達が破滅に追い込まれるまでどこまでも自分達につきまとい、自分達を食い物にしようとしていることを直感し、言い知れない恐怖、絶望、憤りに襲われるとともに、二男、三男を含む自分達の人生を守るためにはやはり被害者丙を殺害する他はない、猶予はならず今日こそ被害者丙を殺害する他はないと考え

家庭内暴力から子殺しへ

るにいたり、実家から電話して職場の被告人甲に対し、当日の被害者丙の言動を伝えるとともに、右の決意を打ちあげた。被告人甲も、もはやこれまでとの思いから、帰宅後直ちに被害者丙を殺害することを決意し、あらためて退職願いを書き、職場のデスクマットの下にしをばせうえ、被告人乙の実家に赴き、同所で被告人乙と落合い、同被告人が右実家の台所にあった出刃包丁（刃体の長さ約15.35センチメートル……）を和紙に包んで持ち出し、2人で同日午前11時40分ころ自宅へ向かった。

「被告人兩名は、同日午前11時45分ころ自宅に着いたが、まず被告人乙が台所で被告人甲に右出刃包丁を手渡したうえ1階にある被害者丙の部屋へ行き、被害者丙が就寝していることを確認してきて被告人甲に伝えたので、被告人甲が右出刃包丁を持ち、被告人乙が三男戊の机のそばからモデルガン（重量約1.48キログラム……）を探し出して手にとり2人で被害者丙の部屋に入り、同所において、就寝中の同人に対し、被告人甲が右出刃包丁でその胸部等を突き刺し、被告人乙が右プラスチック製モデルガンでその頭部を殴打し、更に、右出刃包丁の刃先が折れるや、被告人乙が台所から牛刀（刃体の長さ約18.1センチメートル……）を持参して被告人甲に手渡し、同被告人が右牛刀で被害者丙の胸腹部刺切創群に基づく失血により死亡させて殺害した。」

3 量刑の理由

「本件は、前述のように、長期間にわたる長男の家庭内暴力に耐えかねた両親が、逡巡の末に長男を殺害する以外には家庭を崩壊から救う手立てはもはやないと思いつめるにいたり、共謀のうえ、この長男を惨殺したという事案である。長年いつくしみ育ててきた長男を両親が自らの手で殺害したという、きわめて特殊で悲惨な事件であるが、事件が現在深刻な社会問題となっている若年者の家庭内暴力の最も悲劇的な結末として生じたものであり、しかも、このような事件が、他年高校教育に従事し、教師として周囲から高い評価を受けてきた人の、理想的で何ら

問題はないとみられていた家庭で発生したという点で、世間の耳目を集め、かつ世間に大きな衝撃を与えたものである。」

「まず、本件の被害者である長男丙の人となりと長男丙が家庭内暴力へと追い込まれていった精神的な荒廃のプロセスについて考察する（当裁判所は、本件の事件記録を何度も精査し、多くの関係者の証言や被告人兩名の法廷における詳細な供述を聞いたうえ、検討吟味を加えてきたものであるが、右の被害者丙の精神的荒廃に追い込まれていった心理的プロセスについては、今なお、十分に把握し、理解しえたとは考えてはいないのであり、以下に述べるところは所詮は一面的な一つの理解にすぎないと考えている。）」

「被害者丙は、自我（自己愛、アドラーのいわゆる優越感）のきわめて強いパーソナリティの持ち主であったように思われる。このパーソナリティは、多分に先天的な資質に負うところが大きであったと思料されるが、同人が学業の成績もよく、テニスなどのスポーツや音楽にも秀れた、きわめて利発な子であり、そのため幼少のころから周囲からちやほやされて育ったという後天的な要因によって次第にきわめて強固なものとなっていったように思われるのである。この過程は同人が自我を肥大化されて高慢、ナルチズム、自己中心、独善、放縦さに全面的に身を委ねていった過程でもあったろう。そして、その結果は、まず、学業にもついてゆけず、学校生活にもなじめず、高校を中途退学せざるをえなくなるという形での挫折となってあらわれたようにみえる。この挫折は、直接的には被害者丙の高慢、放縦がしっぺがえしを受けたものというべきであるが、そこには被害者丙の肥大化した自我の要求するところの自分（すべてに有能であって、恰好よく、周囲のすべての人から賞讃されるような自分）と現実の自分とのギャップ、乖離が次第に大きくなってゆくとつれ、そのギャップが被害者丙に激しい内的緊張をもたらし、ついにそのギャップが破綻して露呈するにいたった最初のステップとみるべき面もあったように思われる。やがて、被害者丙は、猛勉強によって大

家庭内暴力から子殺しへ

学入試資格検定試験に合格し、さらに立教大学に合格するのであるが、この間の同人の驚異的な努力は、このギャップを埋め、何とか社会的適応性を回復しようとする同人の必死のものがきであったろう。この試みは、一たんは成功したかのようにみえたが、やがて同人は、大学中退という、以前と同じ形での挫折に直面するのである。そして、その後は、自閉的な営みの中で酒に耽溺し、酒によって自分の内面の苦しみをまぎらわそうとし、かえって己の内面の自我の肥大と落伍感、疎外感により悩まされることになるという生活パターンをくりかえしていったように思われる。この自我の肥大は、一方では、この自我を満足させるべきあるべき自分についての要求水準を高めることにより、他方では、実生活の面での無気力、放縦な対応を生むことによって現実の自分を支えている基盤を少しずつ切り崩してゆくことで社会適応性を徐々に喪失してゆくことにより、ますますあるべき自分と現実の自分とのギャップ、乖離が被害者丙の内面に強い不安を呼びおこし、情緒的安定感を失わせるというプロセスをたどったようにみえる（被害者丙が霊に襲われたような幻覚にとらえられたという前述の出来事は、この内面の強い不安が突然先鋭化した形で同人の意識の表層に浮かびあがったものと思料されるのである。）。また、この乖離は、被害者丙をして、対外的な局面と家庭などの対内的な局面とでその行動パターンを使いわけるという操作をも生み出し、ジギルとハイドのように、次第に『外面』と『内面』とで全く異なる人格態度をとらせることにもなっていたと思われる（同人の人柄、性格についての外部の人々の評価、受け止め方と、被告人らの家族の者などごく身近な人々の同人に対する評価、理解がきわだって異なっているのがその証左であろう。）。やがて、この使い分けは、外的人格(心理学者ユングのいう、いわゆる『ペルソナ』)と内的人格への分裂へと発展してゆき、その人格の分裂ともいべき現象も本人に深刻な内面的葛藤をもたらしたように思われる。]

「被害者丙のこの頃の生活は、おそらく充実感も自分の前途に対する

希望も全くない、社会生活から完全に自分が脱落するのではないかという、おびえ、不安から時には希死念慮にさえとりつかれる索漠として、潤いの全くないものであったであろう。同人の家庭内暴力は、こうした内面の葛藤から逃れんがためのデスペレートなものがきの表現であったようにみえる。また、それは、内面的に親からの自立を遂げていない、幼児性を濃厚に残していた同人の屈折した『甘え』の表現でもあったであろうし、自己がこのような内面的状況に立ちいたったことについての責任を他に転嫁せんとする『自己正当化』の衝動の表現でもあったとも考えられる。こうした状況の中で被告人甲から四国か九州に行き余生を送る旨の被害者丙の自立を迫る前述の申出は、同被告人の立場からすれば局面を打開するためのとりうる唯一の方策に他ならなかったのではないかと思料されるが、このように追いつめられた状態にあった同人にとっては、自分が依存している最後の拠り所さえ奪う暴挙としかみえなかったであろう。このやりとりを契機として、同人の家庭内暴力がさらにエスカレートし、やがて、前述の塩飯云々、マンション云々の発言となっていたのも同人の内面のこうした心理状態を前提とするかぎりそれなりに了解できる場所のように思われるのである。このような精神的荒廃の極限にいたっていた被害者丙の心理状態はいわゆる精神病とは次元を異にしたものとはいえ、周囲の人との真の意味での情緒的、人間的なコミュニケーションを全く不可能にし、本人を極度の孤立に追いこむものである点では、これと共通しているのであって、一種の『狂気』と形容してよいもののように思われる。そして、ことここにいたった同人が本人の努力、周囲の協力によりこの荒廃から立ち直って情緒性、社会的適応性を回復するということは、もはや不能といっても過言ではない、きわめて難しいことのように思われる。また、本件殺害がなされなかったと仮定した場合に、事態がどのように推移したかを推測することは決して容易なことではないけれども、おそらく、対物暴力に局限されていた同人の家庭内暴力が対人暴力へと発展し、被告人らが生命、身体をお

家庭内暴力から子殺しへ

びやかされるような事態にいたったということも十二分に考えられるところと思料されるのである。」

「それでは、被害者丙がこのような破局的な精神的荒廃に追いこまれていった経緯について、被告人らが親として何らかの責任があるとみるべきかどうかを考えるに、被告人らの幼少時から今日にいたるまでの同人に対する対応の中に、価値観の押しつけや同人が自我を肥大させ、高慢を助長させるように仕向ける言動があったとは思われない。もとより同人の幼少時から中学校時代までにおける被告人らの同人に対する対応の中に親として同人の利発さを喜びその将来を期待する言動が折りにふれてあり、これが同人の慢心を助長したという一面がなかったわけではないと思われるけれども、それは、世間一般の親の子に対する常識的な接し方の範疇を逸脱したもとは到底いえないのであり、この点において被告人らに非難すべき不手際はなかったように思われるのである。ことここにまでいたった第1の要因はやはり被害者本人の資質的なものがあったと思われるし、また、そもそも何人にとっても、自分の内面にある自我の扱いを誤り、高慢、放縦に自分を委ねるとき、このような破局までいたることがあるのではないか、人間の自我のこのような危険性は何人にも共通しているのではないかととも思料されるのである。また、被害者丙が高校中退、大学中退というプロセスを経てついに家庭内暴力へといたった過程での被告人らの対応をみても、大筋においては、被告人らは粘り強く理性的に被害者丙に接していたように見受けられるのであり（証人山田が指摘しているように、被告人らに被害者丙の自主性を尊重しすぎて親としてのリーダーシップがやや希薄であったという一面があったとしても同人の我の強い性格からして被告人らがより強い態度で同人に臨んでいたとしても、事態の推移はあまり異なったものとはなっていなかったのではないかと考えられるのであり、被告人らの被害者丙に対するこうした対応も事態を悪化させた要因とみる余地はないように思われる。）、結局、この点においても、とくに被告人らの非と目すべき

ものを見出し難い（もとより、被告人らの被害者丙に対する接し方が完璧で無謬であったというのではなく、被告人らの被害者丙に対する接し方が、世間一般の親のレベルからみるかぎり、非とすべきほどの欠陥は全くなかったという意味に他ならない。）。そして、被害者殺害を決意するにいたった被告人らの心情も、前述のような経緯、被害者本人の言動をふまえて考えるかぎり、それなりに理解できるところと思われる。長年にわたり被害者丙の放縦にふりまわされた挙句、やがては家庭内暴力へと発展し、その暴力も次第にエスカレートの様相を見せていた被害者丙に対しては、被告人甲と被告人乙もそれまで日夜生きた心地もしない、身も心もずたずたになった状態で、長い年月、ひたすら事態が多少とも好転することを冀しつつ、何とか耐えに耐えていたのであり、この間の自らの心情について被告人らが供述するところは、同情の念を禁じえないものがある。このような被告人らにとって、被害者丙の前述のような塩飯云々の発言、前述のどこまでも被告人らにつきまてやる旨の発言は、悪魔の脅迫、悪魔のせりふとしか聞えなかったであろう。これらの言葉を直接聞いた時に被告人乙が感じた、いい知れない恐怖と絶望、憤りの気持ちは当裁判所においても痛いように理解できるように思われる。被害者丙を惨殺したという被告人らの刑責にきわめて重大なものがあることはいうまでもないけれども、これまで被害者丙の殺害を考えながらもなお躊躇、逡巡を示していた被告人らが、被害者丙のこれらの言葉を聞くに及び、最終的に決断するにいたったその心境はそれなりに理解できるところというべきであり、客観的にみても、被害者丙の精神的な荒廃が前述のように極限状態にたちいたっている現実を前にしては、被告人らにとって同人の手により家庭が崩壊され、自分達だけではなく二男、三男も人生を台無しにされるのを甘受するか、被害者丙を殺害するかを選択しかもはや残されていなかったとってよいであろう。]

「被告人甲は、捜査段階において、後述のように、顕著な反省悔悟の情を示しながらも、他方で、『現在私は本当にほっとした安堵感があり、

家庭内暴力から子殺しへ

第二の人生について考えていく余裕が生じて来た思いです。長男のことで苦しんだ地獄のような日々よりも現在留置場にいる方がずっと楽で食欲もあります。』と述べているのであるが、自らの手でわが子を殺めながらそのことに安堵感さえ覚えるという同被告人の逆説的ともいえるこの告白は、本件を執行するにいたるまでの間同被告人がいかに精神的に追いつめられた状態にあったか、同被告人の置かれていた立場がいかに絶望的なものであったかを雄弁に物語っているように思われる。以上の諸事情を総合するとき、本件は動機という点では大いに酌量すべきものがある事案と考える。」

「被告人らは、本件犯行後直ちに自首しているのであるが、その後も本件犯行の重大性、己の罪責の重さを十分に認識し、また、被害者丙に対する贖罪の念も十二分に窺われるなど、きわめて真摯な反省悔悟の態度を貫いてきていること、被告人甲は、本件のため長年勤めてきた教師の職を懲戒免職の形で失っているが、このことは、同被告人が長年培ってきた社会的基盤、経済的基盤の一切を失ったことを意味しているものであり、すでに本件についてそれなりにきびしい社会的制裁を受けていると評価できる面があること、さらに、被告人らの、これからの人生においても、本件についての量刑、処分の如何にかかわらず、被告人らにとって本件が死にいたるまで大きな心の傷として残ることは間違いなく、被告人らはこのような精神的重荷を担いながらこれからの人生を生き、その中で、二男、三男に対し親としての責務を果たしてゆかなければならないと予測されること、他方、被告人らの二男丁は、捜査段階において、『両親のとった行為は、同情しなければ不憫で仕方ありません。かと言って、兄を殺した行為は許すことができませんが、両親を許しやりたいと思うのが、偽りのない今の気持です。両親が社会に復帰したさいは、家族全員で、兄の冥福を祈り、昔のような明るい家庭にし、兄の分まで力いっぱい生きようと思います。』と供述し、被告人らの罪責の重さを十二分に受け止めながらも、被告人らが社会復帰した暁には被告人

らを受け容れて被告人らと力を合わせて被害者の冥福を祈りつつ明るい家庭を築いてゆきたいとの希望を披瀝し、被告人らを宥恕する心情を吐露しており、証人山田など被告人らの親族の多くもまた被告人らに対して同様の気持を抱いていることが窺われるのであるが、この二男丁らの気持は前判示のような本件の経緯からして十分に理解できるところというべきであるし、二男丁らがこのような気持を抱いていることは、被告人らの量刑、処遇を考えるうえでも尊重すべきものを含んでいると思料されることなど被告人らのために酌むべきその余の事情を総合するとき、被告人らに対してもはや実刑をもって臨むことを考慮する余地はなく、被告人らに対しては社会生活の中で被害者の冥福を祈りつつ余生を誠実に歩ましめることこそ刑政の本旨に沿うところと思料されるのである。」

IV 第3判決

東京高裁平成6年2月2日判決（判例タイムズ842号287頁）を紹介する。本件は、第2判決の控訴審判決である。したがって、事実関係は、第2判決と同一である。

本件は、長男の家庭内暴力（対物暴力のみ）に苦しんだ父母が、23歳の長男を絞殺したものである。本判決は、父母ともに懲役3年の刑（執行猶予5年）を言い渡した原審判決を一部破棄し、父を懲役4年の実刑に処した。母については、懲役3年（執行猶予5年）のまま。

- 1 犯行に至る経緯（略）
- 2 罪となるべき事実（略）

3 訴訟趣意について

「被告人兩名は、……平成4年6月1日夜、『もう殺してやるしかないかな』『もう耐えられないから殺しましょう』などと丙を殺すことを話し合い、その実行の時期や方法も決め、同月3日夜には、その日の丙

家庭内暴力から子殺しへ

の乱暴や暴言を目の当たりにして、1日の殺害計画を確認し合い、さらに翌4日、被告人甲が出勤した後の丙の言動から、被告人乙は、同日中に丙を殺害するしかないと決意し、『今日冷蔵庫を倒した。もうだめだわ』との電話連絡を受けた被告人甲も同日丙を殺害する決意を固めた上、本件を敢行したことが認められる。このように、本件は、所論のとおり、一時の衝動にかられた突発的な犯行ではなく、被告人両名が事前の謀議を遂げた上での犯行である。」

「もっとも本件の謀議は、犯行の直前には確定的なものとなったが、それ以前の段階では、実行の時期を姪の結婚式が終わった後でとか、霊能祈願が終わっても変化がみられないときとか決めていたことにも表れているように、丙の態度に少しでも好転の兆しが見えれば取りやめになるようなものであり、最後の最後まで逡巡した末での決断である。その意味では本件は典型的な謀殺の事案ではない。しかし、被害者の予想外の乱暴等に直面して咄嗟に殺意を抱くといった事案に比べると、犯情悪質といわざるを得ない。」

「被告人両名は、……謀議に基づき、殺意を固めた上、丙が就寝中であることを確認した後、被告人甲が出刃包丁を、被告人乙がモデルガンそれぞれ手に持って丙に歩み寄り、被告人甲が出刃包丁で丙の胸部等を滅多突きし、その刃先が折れたことに気づくや、被告人乙に新たに持って来させた牛刀で腹部等を仮借なく突き刺し、被告人乙がモデルガンで丙の頭部等を滅多打ちして殺害したこと、丙の創傷は30か所を越え、モデルガンは粉々に壊れたこと、被告人甲は、途中、丙が『助けてくれ。俺が悪かった。お願いだから殺さないでくれ』と哀願したのに、これを一顧だにせず、『今更わかったって遅すぎるんだ』『親を親とも思わない人間は親の手で死なせてやる』と息の根が止まるまで犯行を継続していることが認められる。」

「これらの事実は、……本件が強固な確定的殺意に基づく犯行であり、かつ殺害の態様も極めて残忍であったことを示しているといわなければ

ならない。とりわけ、丙が今わの際の哀願をした際、被告人甲としては、たとえ丙の言動がことここに至らせもう遅いんだという思いであったとしても、ひるむ様子も見せない実の親からそのまま殺されてしまった丙の心情は察するに哀れであり、量刑上考慮せざるを得ない。」

「丙の家庭内暴力は、……平成3年夏ころから始まり、その内容は、椅子、テーブル、冷蔵庫等を倒し、コードレスホン、コップ等を投げ、焼酎を撒き散らし、ガスレンジのステンレスや電燈の傘、台所の収納庫の扉等を壊すというもので、家財道具等の損傷状況が目立つほどではなかった点からみれば、さほど重大ではないとみる余地があるとしても、さきに認定したように、丙は、それらの暴力とともにあるいはその合間に、被告人らに対して酷い内容の暴言を浴びせており、被告人らが殺意を抱くまでに追いつめられて行ったのは、暴力だけではなく、丙の言動全体にあったと認められるから、丙の暴力を言動全体の中でみるときは、とくに平成4年5月中旬以降のそれは、かなり重大なものであったとみるのが相当である。もっとも、丙のこうした暴力は、期間的には本件犯行までに1年も経過していなかったし、家族の生命、身体に危害を及ぼすまでには至っていなかったことを指摘でき、目を転じて家庭の外での丙の言動をみると、他人に迷惑を及ぼすようなことは全くなかったし、本件当時、ミュージシャンになるべく、イギリスへの留学を夢見て（同人の枕元には留学に関する本が置いてあり、アルバイト先の同僚には、イギリスで音楽の勉強をするため貯金をしたいなどと語っていた。）、焼き肉レストランで真面目に働き、上司や同僚との折り合いも良く、相應の社会的適応力を有していたと認められる。」

「当審において取り調べた医師山縣博作成の鑑定書（以下、『山縣鑑定書』という。……）及び同人の当審における証言（以下、『山縣証言』という。）によれば、丙は、素質的な性格異常者ではなく、環境要素によるところが大と推定されるところの、おそらく境界型人格障害と診断される行動異常者であったと認められる。そして、山縣鑑定書は、『丙

家庭内暴力から子殺しへ

の家庭内暴力は、性的不能が引金になって起こったもので、その内容はそれほど過激なものではなく、治癒又は軽快の可能性が十分ある』旨の診断をしているところ、この鑑定は、丙の家庭内暴力が平成3年夏ころ性的不能を訴えたときから始まっており、その後も丙がデートから帰ったときや交際相手の女性と電話をした後に多く見られたことや、前記のように、丙の家庭内暴力が対物暴力に限られており、物理的にみる限りにおいてはその実態もさほど重大なものではなく、家の外では社会的適応力を有していたことなどよく符合しており、十分信用できるといわなければならない。また、山縣証言によれば、丙の暴力が対人暴力に発展する可能性は、可能性があるというに止まることが認められる。そうすると、原判決が、丙は、精神的荒廃の極限に至っており、精神病とは次元を異にするものの一種の狂気と形容してもよく、情緒性、社会的適応性を回復することは不可能と言っても過言ではない旨判断しているのは、十分な根拠に基づくものとはいい難く、原判決が、丙の家庭内暴力は対人暴力に発展する事態も十二分に考えられるとしているのは断定のし過ぎである。』

「山縣鑑定書の記載をまつまでもなく、一般に家庭内暴力は親への甘えと憎しみが形になって現れているもので、救いを求める信号とも解釈できる。しかるに、本件における被告人らの丙に対する対応を通してみると、一番苦しんでいるのは丙自身だと丙の悩みを正面から受け止め、苦勞を共にして生き抜こうと努力した形跡に乏しいといわざるを得ない。」

「丙の家庭内暴力は、性的不能がその引き金になっていると考えられるところ、このことは、丙との対応の中で被告人らに推察がついていたと認められる（被告人甲も、原審公判廷において、『家庭内暴力をやめさせるためには、性の問題を解決するしかないと思った』と供述している。）。そうであるのに、被告人らの対応は、その性的不能は心因性のものだと考え、病院に行くようにと何回か忠告したに止まる。……このような場合、家庭の中だけで解決しようとするのは諦め、自分達で駄目な

ら人に頼んでも粘り強く説得して専門医の診察を受けさせ、あるいはまた、性的不能の問題を含めてより広い見地から、関係機関を駆け回って知恵を借りるなど、もっと努力すべきであったと思われる。しかるに、……平成2年5月ころと7月ころに被告人乙が精神科医に相談し、同月末ころ被告人両名が丙に別の精神科医の診察を受けさせているが、家庭内暴力が始まってからは、被告人らがそのような努力を続けた形跡はない。また、世間体を気にすることなく被告人自身がカウンセリングを受けるなどして、丙に対する接し方に問題がないか考えてみようとした様子もない。とくに、被告人甲は、自らの知識経験を生かすなり、生徒指導担当の教諭に相談するなり、知人を頼るなどして様々な社会資源を活用できる立場にあったにもかかわらず、親しい同僚に話を聞いてもらった程度で、それ以上の努力をした様子はいかたが得ない。被告人甲は、『誰かに相談に乗ってもらいたいと思わなくなかったが、結局はそんなにいいアドバイスは得られないんじゃないかという思いがあった』旨原審公判廷において供述しているように、打開の道を自ら塞いでいたともいうことができる。]

「このように、少なくとも家庭内暴力が始まってからの丙に対する被告人らの対応は十分ではなかったというべきである。したがって、被告人らが丙を殺害しようと決断する前に尽くすべき手立ては残っていたとみなさなければならないし、具体的な方法が思い浮かばなかったとしても、ここまで耐えてきたのだから、もっと長い目で見てやろうという気持ちを継続できなかったのかと思われる。いずれにしても、殺すまでのことはなかったといわざるを得ない。原判決が、被告人らの丙に対する接し方が世間一般の親のレベルから見ると、非とすべきほどの欠陥は全くなかったとか、丙によって家庭が崩壊されるのを甘受するか、丙を殺害するかの選択しか残されていなかったしているのは、……誤りであるといわなければならない。」

「次に、被告人甲が原審公判廷においてその内容に間違いがないと述

家庭内暴力から子殺しへ

べている同被告人の捜査官に対する供述調書の中には、『『うるせいなあ、てめえ』と憎しみを言って言う人間は許せない気持ちになったのです。親子である前に人間としての誇りを持って生きているのに、子が親に対して馬鹿にする態度が断じて許せないので、産んだ親の責任で殺してやろうと思ったのです。』（平成4年6月4日付け司法警察員）、『『てめえ』と呼ばれたのは、初めてなので、もうこれ以上許すことは出来ないと思いました。』（同月11日付け司法警察員）、『私は、この『てめえ』という言い方に非常なショックを感じました。……私は内心強い怒りを感じましたが、それでも我慢して長男に対し、『お前お父さんをどこまでおとなしい人間と思っているのだ』と言ったのです。……私は、人間として扱われていない『てめえ』ということを言われたり、器物を壊されたり、そんなことが許されるのかという思いであり、殺意というものが決定的になったのです』（同月17日付け検察官・30丁からなるもの）という下りがある。これらの供述によれば、被告人甲が丙に対して殺意を抱いた動機の中には、丙に対する憎しみなし怒りがあったものと認めることができる。……被告人甲については、本件がもっぱり憎しみから出たままでは認められず、同被告人の殺意の中には、憎しみなしは怒りに発する部分も含まれていたと認めるのが相当である。』

4 量刑の理由

「人の命が何よりも尊いことは今更いうまでもなく、本件においては前途ある青年の命を奪った点において、すでに被告人兩名の刑事責任は重大である。このことは、被害者が実の子であっても、何の逕庭もない。……本件は一時の衝動にかられた突発的な犯行ではなく、事前の謀議を重ねた上での犯行であること、強固な確定的な殺意に基づく犯行であり、殺害の態様も極めて残忍であること、丙は境界型人格障害と診断される行動異常者と推定されるが、素質的な性格異常者ではなく、治療又は軽快の可能性が十分あったこと、それにかかわらず、少なくとも家庭内暴

力が始まってからの丙に対する対応は十分でなく、尽くすべき手立ては残されており、殺すまでのことはなかったといわざるを得ないこと、被告人甲については、殺意の中に憎しみないし怒りに発する部分も含まれていたことが認められ、これらは本件における悪質な犯情として指摘しなければならない。」

「他方、被告人兩名に共通する酌量すべき事情は、以下のとおりである。」

「被告人兩名が、本件犯行に及んだ経緯は前記……のとおりであって、犯行の経緯や動機には同情すべき点も多い。すなわち、丙は、高校を中退し、その後やっと入学して被告人らを安堵させた大学も中退してしまい、自立のために自分なりの努力は続けていたものの、性的な悩みに直面するやこれを親のせいだと言い出し、親の忠告に耳を貸さなかったばかりか、金をせびり、対物暴力や親を親とも思わない暴言を繰り返し、とくに6月1日から4日にかけては、言いたい放題、したい放題ともいえる狼藉に及ぶなど23歳になっていた丙の側にもかなりの落度がある。被告人らはこれらの丙の言動によく耐え、被告人らなりに心をくだいてきたもので、もはや万策尽き、家庭の崩壊を防ぐためには丙を殺害する他はないと思いつめた心情は、短略的に過ぎた点で相応の責任を負わなければならないとはいえ、被告人らの主観としては理解することができる。被告人らが殺意を固めたときの状況は、被告人甲と被告人乙とで程度の差はあるが、弁護士が弁論の中で指摘しているとおり、丙との葛藤の渦中であって日々の応対に疲れ果てていたとみるべきであろう。」

「被告人甲は、教職を天職と考え、長年高等学校の生涯一教師との信念を貫き、情熱をもって生徒に接してきたため、多くの教え子から慕われ、自分の子供に対しても自主性を重んじる態度で臨み、誠実に生きてきた父親であり夫であった。被告人乙も、義父の看護や実母の世話を懸命にし、被告人甲によく尽くし、家庭の幸せを願う平凡な主婦であった。」

「その他、次男をはじめ被告人らの親族がおおむね同情的であること、

家庭内暴力から子殺しへ

被告人兩名とも犯行後直ちに自首していること、被告人甲が教諭の職を懲戒免職の形で失った上、本件が広く報道されたことにより、被告人兩名とも厳しい社会的制裁を受けていること、被告人兩名に対し、8万通を超える嘆願書が寄せられていることも指摘しておかなければならない。」

「さらに、被告人兩名には、次のような格別の異なる事情もある。」

「被告人甲は、最高学府を出、27年余りにわたって高等学校の教師をしていたものであり、社会的経験が豊富で、物事を冷静に判断し対処できる立場にあった。そして、教育の場で青少年問題についても考え、様々なケースについて実践をしてきたと思われる。このような被告人甲が、たとえ犯行に至る経緯や動機に同情の余地があるにせよ、丙に憎しみをもまじえた殺意を抱き、当日の決行を促す被告人乙を思い止まらせようとしなかった。丙の殺害をどちらの被告人が言い出したのかは、証拠上必ずしも明らかではないが、仮に被告人乙が言い出したとすれば、これを諫めるべき立場にあったのは被告人甲であり、被告人乙が夫に全幅の信頼を置く従順な妻であってみれば、当日の決行も思い止まらせることができたであろうと思われる。また、『親を親とも思わない人間は親の手で死なせてやる』という考え方は、子を私物視するものであるだけでなく、丙が我が子であればなおのこと、丙の言動をもっと寛大な気持で受け止められなかったのか、被告人甲が教育者であるだけに責められるべきである。そして、丙を死に至らせる実行行為をしたのは被告人甲であり、今わの際の丙の哀願に手を緩めることができなかったのも同被告人である。」

「これに対し、被告人乙はもっぱら主婦をしてきたもので、社会的経験は乏しい。そして、丙の暴力と暴言に直接体面させられた機会は被告人甲の場合より期間も長く、回数も多かったし、義父の看護と近所に住む実母の世話も重なり、被告人乙は、文字どおり、丙との葛藤の中にあって日々の応対に疲れ果てていたと考えられる。もっとも、被告人乙は、生みの親でありながら、当日の決行を被告人甲に促し、同被告人から代

わりの包丁を求められるや、数本の包丁の中から鋭利な牛刀を選んで渡すなど重要な役割を果たしているが、当日被告人甲が出勤した後、丙から……暴言を浴びせられ、恐怖、絶望、憤りをおぼえたことが無理ないことを考えると、被告人乙をそれほど強く責めることはできない。加えて、被告人乙は、現在も実母の面倒を見ており、三男がまだ中学2年生で、この2人が被告人乙の助けを必要としている。」

「このように、被告人甲については被告人乙よりも酌量すべき事情が少なく、本件犯行について問われるべき刑事責任は主として被告人甲が負うべきものと考えられる。」

「以上検討してきたところを総合し、その他記録に現れている全ての事情を参酌すると、被告人甲については、刑の執行を猶予すべき事情があるとは認め難く、刑期の点においても原判決は軽きに失するといわざるを得ない。」

「これに対し、被告人乙については、……同被告人を懲役3年、執行猶予5年に処した原判決の量刑は、これを破棄しなければならないほど軽きに失して不当であるとは認められない。」

V 第4判決

東京地裁平成7年3月7日判決(判例時報1537号184頁、判例タイムズ885号269頁)を紹介する。

本件は、シンナーを乱用して家庭内暴力(殺人事件直前では対物暴力のみ)を繰り返す24歳の長男を、父が文化包丁で刺殺したものである。本判決は、懲役3年の実刑を言い渡した。本件は、シンナーの乱用が存在する点、長男は仕事その他の社会との接触をしており、「ひきこもり」とは言えない事例であろう。

家庭内暴力から子殺しへ

1 犯行に至る経緯

(1) 父の略歴

「被告人は、慶応義塾大学法学部を卒業し、昭和34年三井物産株式会社（以下「三井物産」と言う。）に入社した。被告人は、昭和39年妻Mと結婚し同女との間に長女Yおよび長男Kをもうけた。」

「被告人は、昭和45年5月、マレーシアのクアラルンプールの出張所に転勤となって同地に赴任し、3か月ほどして妻子を呼び寄せ、昭和50年に帰国するまでマレーシアで生活した。被告人は、帰国後本社勤務となったが、昭和60年12月、アメリカ合衆国にある三井物産の子会社に社長として出向することとなり、アメリカ合衆国ニュージャージー州に赴任した。被告人は、平成5年6月、三井物産の本社勤務となってMとともに帰国し、直ぐに同社の子会社の三井物産機械販売株式会社に出向して代表取締役副社長に就任した。なお、被告人は、長男Kを殺害した本件犯行当時は、すでに三井物産を定年で退職し、三井物産機械販売株式会社の代表取締役副社長専任であった。」

(2) 長男の幼児期

「被害者Kは、生後8か月くらいから被告人の赴任先のマレーシアで5年ほど生活し、帰国して1年ほど幼稚園に通った後、昭和51年4月千葉市内の小学校に入学した。Kは幼少時を海外で過ごしたため、日本語の能力がやや劣り、小学校の成績は余り芳しくなかった。Kは、被告人が仕事や取引先の接待などで極めて多忙であったため、被告人と触れ合う機会を持つことが少なかった。」

(3) 長男の思春期

「Kは、昭和57年4月、家族の転居に伴って東京都杉並区内の中学校に入学したが、成績はやはり良くなく、昭和59年の中学校3年生の夏休み前ころから、暴走族仲間との付き合いもできた。Kはそのころから夜遊びをするようになって喫煙などの非行が芽生え、被告人やMに金を要求して断られると物に当たり散らし、Yに乱暴するようにもなった。K

は、3年生の夏休み後、友人と共にバイクを盗もうとして警察に連れて行かれ、結局、く犯少年として家庭裁判所に送致され、昭和60年1月10日までの20日余りの間少年鑑別所に収容された上、保護観察処分に付された。」

「Kは、同年4月、東京都目黒区内の私立高校商業科に上位の成績で入学したが、相変わらず夜遊びを続けたため、高校には1か月ほどしか通学できずに休学し、家庭内では、Yに反発して手荒な行動に及んだり、遊ぶ金欲しさから被告人らに金銭の要求をしたりした。その後、Kは美容院に勤め始めたが、2週間くらいで辞めてしまい、同年7月ころからシンナーを吸引するようになった。Kは、同年8月、友人と共にコンビニエンスストアの店員に対する傷害事件を起こして警察に逮捕され、家庭裁判所に送致されて20日余り少年鑑別所に収容されたが、被告人とMが在宅処分を希望したこともあって、再度、保護観察処分に付された。」

「昭和61年1月、Kは、被告人の赴任先のニュージャージー州のハイスクールに転入することとなった。しかし、Kは、1週間ほどで遊び仲間のいる日本に帰ることになり、その後、下高井戸のアパートで7か月くらい単身で生活した。Kは、その間、オートバイに乗って交通事故を起こして入院したり、シンナー吸引事件で警察に補導されたが、当時保護観察中のこととて、少年院に送致されるおそれもあったため再び渡米し、同年9月、シニアハイスクールの10年生（高校1年相当）に編入した。」

「Kの非行は、ハイスクール時代も修まらず、コカイン等の薬物使用や速度違反などの交通違反を重ねて裁判にかけられ、家庭内においても、被告人らに金を要求してそれがいれられないと暴れて物を投げるといような粗暴な行動を繰り返し、日ごろKに口うるさく生活上の注意をしていたMに対しては反抗的な態度をとることが多かった。Kは、無謀運転をして友人から精神に異常があるのではないかと疑われ、昭和62年10月、友人の案内で、被告人の了解の許に、精神科医の診断を受けた。し

家庭内暴力から子殺しへ

かし、Kは、被告人と共に来院するようにと指示された日に受診せず、結局、昭和63年1月までの間に3回通院しただけで治療を打ち切ってしまったため、薬物乱用からの離脱を図ることが出来なかった。Kは、出席日数の不足などから1年留年したが、平成2年、ハイスクールを何とか卒業した。」

(4) 長男に対する両親の対応——その1

「Kは、ハイスクールを卒業後、カリフォルニア州サンディエゴのコミュニティーカレッジに登録して3年間アパートで单身生活を送った。しかし、Kは、相変わらず薬物の使用を続けると共に駐車違反などの交通違反で何回となく罰金を払うなど、その生活態度は荒れたままであった。また、Kは、被告人に頻繁に金を無心し、毎月の生活費等のほか多額の送金を要求した。」

「Kは、平成5年6月、被告人が国内勤務となったために帰国し、肩書住居の被告人方で被告人及びMと同居した。ところが、Kは、しばらくすると、アメリカの大学を卒業したいと言い出し、同年9月、再び単身で渡米した。しかし、Kは、同年11月、在留期間の延長が認められなかったことから帰国を余儀なくされ、被告人方に同居することになった。」

「Kは、帰国後の同月中旬ころ、自ら探した佐川航空株式会社江東営業所(以下、『佐川航空』と言う。)に就職し、航空貨物の集配等の業務に従事したが、勤務時間の関係もあって、早朝に出勤して深夜に帰宅することが多かった。Kには、中学時代の同級生で当時交際していた女性がいたが、同女は、佐川航空の仕事の拘束時間が長過ぎるという理由でKの就職先に難色を示していた。しかし、Kは、平成6年3月26日まで遅刻もほとんどなく、意欲のかつまじめに仕事を続けていたため、上司からはそれ相応の評価を受けていた。Kは、佐川航空の上司に対しては、1年くらい働いた後、籍が残っているアメリカの大学を卒業したいなどとその抱負を語っていた。Kは、佐川航空に就職後は、自分の要求が通らないと大声を出して物に当たるといようなことはあったものの、家

族に暴力を振るったり、物を引っ繰り返したりするというようなことはなかった。また、Kは、家庭内での行動に問題があったものの、被告人に何かと迷惑を掛けてきたことを自覚していたようであり、友人に対しては被告人のことをむしろ誇らしげに話していた。なお、Kは、性格的には率直で、気持が優しい反面、付和雷同型でわがままなところがあった。」

(5) 長男に対する両親の対応——その2

「被告人は、Kが中学3年時にバイクを盗もうとして警察に捕まった際、その身柄を引き取りに行き、警察官に家庭内暴力のことを相談した。被告人は、その際、警察官から、少年鑑別所に収容して性格等を詳しく調査してもらう方法もある旨のアドバイスを受けたが、Kに反省している様子も見られ、親の指導で立ち直らせることもできると考えてそのままKを引き取った。しかし、被告人は、Kがその後登校を拒否して暴れた際には、警察官に対し、Kを少年鑑別所に入れて調査してもらいたい旨の意向を伝え、結局、Kは少年鑑別所に収容された。被告人は、Kが家庭裁判所の審判で保護観察処分に処せられた後、Kを慰めると共にその将来をKと話し合うため、M共々伊豆方面に家族旅行に出掛けた。しかし、被告人は、Kから、少年鑑別所に収容されたのは両親がKを訴えたためである旨逆恨みされて食って掛かれた。また、被告人は、旅行先から帰った後、Kから友人と遊びに出掛けるための金を無心され、それを断ったところ胸倉をつかまれたりしたため、Kに金を渡してやった。そんなこともあって、被告人は、少年鑑別所でのKの神妙な反省の態度に一時は安堵したものの、Kを少年鑑別所に入れたのは逆効果で、かえってKの恨みをかったのではないかと考えて暗たんたる気持ちとなり、その後はKの家庭内暴力に関して警察等の外部機関に相談しなくなった。」

(6) 長男に対する両親の対応——その3

「被告人は、Kが高校に通学しなくなった際には、Kに対して、学校がいやなら目標を決めて働くようにと諭してみたけれども、あまり効果

家庭内暴力から子殺しへ

はなかった。被告人は、Kが、コンビニエンスストアの店員に対する傷害事件を起こした際には、家庭裁判所の審判官に対して在宅処分を強く希望し、そのためもあってKは少年院に收容されることもなく、再度保護観察処分となった。しかし、被告人は、Kから、この傷害事件で少年鑑別所に收容されたのは、前の事件で被告人らがKを少年鑑別所に收容することを希望したからであり、そのことを一生恨むなどと言われてしまった。そのため、被告人は、警察等の公的機関に頼ることの難しさを痛感し、警察等に相談しても逆恨みされるだけで効果がないとの思いをますます深くした。」

「被告人は、Kを立ち直らせるべき責任を痛感していたこともあって、米国に赴任した後の昭和61年1月、Mや当時家庭内暴力を繰り返していたKなど家族を呼び寄せた。しかし、被告人は、Kがシニアハイスクールの10年生に編入してからも、Kの素行が修まらなかったため、学校や警察からたびたび呼び出された。被告人は、Kの支払うべき罰金や弁護士費用等の尻拭いをしていたが、Mからは、Kを厳しくしつけるようにと度々注文を付けられていた。しかし、被告人は、Kが暴れるたびに金を出したのではそれが癖になってKのためにはならないと分かってはいたものの、KがMやYに危害を加えるのではないかと心配したり、世間体を気にしていたこともあって、今回だけはというようなその場しのぎの考えでKのわがままを許してしまっていた。被告人は、アメリカ滞在中だけでも、自分の給料のほか、Mには内緒の銀行からの借入金、あるいは株の売却金など総額4000万円ほどをKのために用立てていた。被告人及びKは、平成5年6月帰国したが、同年9月、Kがアメリカの大学を卒業したいと言い出したため、被告人はKを単身渡米させた。そして、Kが帰国する同年11月までの間、Kから、強盗に遭った、ホテル代が払えないなどと様々な理由で送金依頼があると、被告人はその都度手を尽くしてKに送金していた。」

「被告人は、自分がKを悪くしてしまったとの自責の念もあって、K

が同年11月中旬に佐川航空に就職してからは、何とかKを立ち直らせようと思い、遅い時は午前2時ころまでKの帰宅を待って出迎え、午前5時ころにはKを起こして会社に送り出すなどしてKの面倒をみた。被告人は、同年12月中旬ころ、Kが360万円ほどする中古の高級自動車（トヨタ・セルシオ）を買いたいと言い出した際も、Mが分不相応であるとして最後まで強く反対したものの、車の購入代金を分割払いで支払うことで仕事などに対する責任感を生じ、仕事も長続きするのであればと考えてこれを認め、諸経費分の30万円を援助した。被告人は、Kが佐川航空に就職することによって普通のサラリーマンの生活を続けられるようになったことに安堵したが、他方、睡眠時間を十分に取れない日もあり、慢性的な睡眠不足に陥っていた。」

(7) 長男に対する両親の対応——その4

「被告人は、Kが、平成6年3月26日（土曜日）朝に出勤したものの、翌27日（日曜日）午前3時ころまで帰宅せず、出迎えた被告人に対して何も言わずに自室に入り、普段は掛けない内鍵を掛けたので不審に思い、Kの車の中を覗いたところシンナーを吸うのに用いるビニール袋を発見した。被告人は、Kが、前に女性とのトラブルがあるとシンナーに依存して異常な行動を繰り返して家族を悩ませたことがあり、現に交際の女性とうまくいっていないのではないかと思い当たるふしもあったため、Kが再びシンナーを吸い始めたのではないかと心配になった。そこで、被告人は、合鍵を使ってKの部屋に入ったところ、強烈なシンナーの臭いがしたため、恐れていたとおりKが再びシンナーを使い始めたことを知った。被告人は、早速、Mにそのことを伝えた後、再びKの部屋に入ると、テレビとベッドの間にシンナーが半分入った瓶が落ちているのを見付けたので、これを被告人の部屋に隠した。」

「Kは、同日午後6時15分ころに起きたが、その日は午後6時から佐川航空の営業所長の歓送迎会が船上で開催される予定であり、上司から集合時間を厳守するように言われたため大騒ぎをした。そこで、被告人

家庭内暴力から子殺しへ

が、集合場所で船が帰って来るのを待って謝ればよい旨助言したところ、Kは、被告人から歓送迎会の費用として2万円を受け取って自宅を出た。しかし、Kは、程なくして外から自宅に電話を入れ、会社から電話があったら朝から出掛けている旨伝えるようにとMに依頼し、結局、歓送迎会には出席しなかった。Kは、歓送迎会の席上、海水パンツ1枚の恰好で余興をさせられるのではないかと思い煩い、交際中の女性に対しては、歓送迎会に出席したくない事情として、会費が高いことや海水パンツを持参するように言われていることなどを電話で伝えていた。」

(8) 長男に対する両親の対応——その5

「被告人は、翌28日(月曜日)午前5時ころ、車の気配で目を覚まし、帰宅して2階に上がろうとするKに出勤を促したところ、Kは、『今日には行かない、馬鹿馬鹿しいからもう佐川で働くのはやめる。』などと答えた。Kは、交際中の女性に自宅から電話し、会社でいじめられるから今後は出勤しない、勤めが終わったら電話を入れて欲しいなどと伝えた。被告人は、Kが玄関に放り出していった鍵で車のドアを開けたところ、シンナーの瓶やシンナーを浸らせたティッシュペーパーの入ったビニール袋数個を車内に発見したため、シンナーの瓶を洋酒棚に隠し、ビニール袋数個は焼却炉に捨てた。被告人は、Kがこのままシンナー吸引を続けるようでは困るので、Kに意見しようと考え、その日は会社を休むことにした。被告人は、Kに対し、何が不満で佐川航空を辞めるのかと質問したところ、『自分はほかの人より長い時間働いているのにそうでない人と給料が変わらない。新人だというので酒を飲まされた。』などと答えてその日は寝てしまった。被告人は、同日午後3時ころ、起床したKにシンナーを吸引しないように注意したところ、Kはシンナーなどやっていないと答え、友人と会うのに1万円欲しいというので渡したところ車で外出した。被告人は、午後8時ころ、MからKが帰宅して車の中にいる旨を知らされて出て行くと、Kがシンナーの瓶とビニール袋を持って二階へ上がって行ったので車の中を調べようとしたところ、Kが戻

って来て車で外出すると言い出した。被告人は、Kがシンナーを吸引した状態で車を運転することに反対して鍵を取り上げたが、これに反発したKが大声を出したり、車のクラクションを鳴らしたりしたため、大騒ぎをしては近所迷惑だと考え、嘆かわしい気持ちを持ちつつもやむなくKに鍵を渡した。Kは、午後9時ころ、車で外出した。Kは、翌29日(火曜日)午前零時ころ、交際中の女性に電話をし、シンナーを再び始めてしまったことを告白し、同女からシンナーをやめるように強く説得されたが、自分でもどうしてシンナーを始めてしまったのかが分からないなどとその心情を述べた上、父親から会社には出勤するように言われているので、出勤するつもりである旨を伝えた。同女は、Kに対して、会社でいじめられるのであればKが出勤することには反対であり、父親にも実情を打ち明けたのかどうかを確認したが、Kは父親の意向はあくまでの出勤してほしいということである旨を同女に伝えていた。」

「被告人は、同日午後10時ころ、首都高速道路機動隊から、Kが交通事故を起こしたので身柄を引き受けられたいとの電話を受けた。被告人は、Kの身柄を引き取りに行った際、警察官から、事故の内容が首都高速道路出口付近での車両の転覆による道路標識の損壊であること、車はほぼ全損の状態であること、Kが発見されたときには完全にシンナーの影響下にあつて自分がどこにいてどこを走って来たのかも分からない状況であつたこと、定職があつてシンナー吸引も初めてということなので今回は穏便な措置をとるつもりであることなどの説明を受けた。被告人は、その際、警察官に対し、シンナーをやめさせる良い方法はないかと質問したが、本人の自覚の問題であるとの回答しか得られなかった。被告人は、常習的にシンナーを吸引しているKの身柄を拘束してもらいたいという気持ちもあつたが、過去にKを少年鑑別所に収容させて逆恨みされたことがあつたことや、せっかく佐川航空で働くようになっていたのにささいなことでつまづいているのではないかと思い、以前のようにまじめに仕事をしていた状態に何とか戻したいという気持ちがあつたこ

家庭内暴力から子殺しへ

とから、警察官に対し、Kにシンナーの吸引歴があることをあえて言わなかった。被告人は、Kを被告人宅に連れ帰る途中の社内で、Kに対し、シンナーをやめて佐川航空に詫びを入れて再び働くように諭したところ、Kは、佐川航空での仕事は面白く、金にもなるので働きたいと思っはいるが、交際している女性が仕事が厳し過ぎて付き合う時間がないという理由で強く反対している旨答えた。被告人は、Kに対し、他人が何と言おうと最終的な決定権はK自身にあることを忘れてはならず、佐川航空で働く気があるのならこれからでも事務所に連れて行ってやる旨助言した。しかし、Kは、佐川航空には明日自分で行く旨答えて、交際している女性に会って話をしてから帰るので途中で降りて欲しいと言い出し、被告人から1万円を貰って車から降りてしまった。Kは、事故後被告人が迎えにくる前に交際中の女性に電話連絡し、『事故を起こした。口がざくざくだ。家に帰ったらまた電話する。』などと言っていたが、下車した後再びその女性に電話連絡し、『父親が迎えに来てくれたが口をきいてくれない。あの車が使えなくなった。明日は家にいるから会社から帰る時に電話を欲しい。』旨伝えた。』

(9) 長男に対する両親の対応——その6

「Kは、翌30日（水曜日）午前3時ころ帰宅し、当日は佐川航空に出勤する予定であるから1万円を部屋に置いておいて欲しい旨を被告人に伝えて部屋に入ったので、被告人は、当日出勤する際にKの枕元に1万円を置いておいた。Kは、被告人が出勤した後、シンナーを吸引しながら全裸で家の中を歩き回ったりしていたが、夕刻には、佐川航空の責任者に電話をかけ、交通事故を起こしたこと及び仕事をする気持ちはあるので会社に出勤したい旨を伝えた。被告人は、同日午後9時ころ帰宅したが、Kは昼間シンナーを吸っていた状態をMから聞いてKの部屋に行き、ベッドでシンナーを吸いながら全裸で横になっているKに対し、シンナーをやめて会社に行くようにと意見をした。Kは、『シンナーなんかやっていない。会社には電話して出勤すると約束した。上司からは頭

を丸めるように言われた。』旨被告人に返答し、被告人に『部屋から出て行け。』などと怒鳴った。Kは、当日、交際中の女性に対し、親父も男ならやってみろと言っている。会社には出勤する。頭を坊主にしたらお前に見せに行く。その時には電話する。』などと、この間の事情を電話で説明した。なお、Kは、同日の夜は外泊するかもしれないので、食事代、宿泊代が必要で、頭を丸めるのに散髪代もかかるとの口実で被告人に2万5000円を要求し、被告人からこれを受けとって外出した。』

(10) 長男に対する両親の対応——その7

「翌31日(木曜日)午前9時ころ、被告人の出勤時にKが外出先からタクシーで帰り、そのまま自分の部屋に入ってしまったため、被告人は乗車料金を支払ってKの部屋に行き、シンナーを吸引しているKを見付けた。被告人は、Kに対し、『頭を丸めて会社に行くのではなかったのか。』などと問い詰めたが、『頭を丸めるのはいやだから佐川には行かない。辞める。』などと答えてシンナーを吸引し続けたため、シンナーをやめて会社に行くように何度も言い聞かせた。しかし、Kが、『シンナーなんかやっていない。1人でエッチするから部屋から出て行け。』などと怒鳴るので、被告人はKに対する説得をあきらめて出勤し、当日は午後9時ころ帰宅した。』

(11) 長男に対する両親の対応——その8

「翌4月1日(金曜日)午前零時ころ、Kがシンナーを吸いながら、自分の部屋の衣類や下着をトランクに詰め、そのトランクを階段から階下へ落とすなどし、『今からアメリカに行く。』などとろれつが回らない口調で騒ぎ出した。被告人は、Kを部屋に連れ戻してベッドに寝かせたが、しばらくするとまた出て来て騒ぐというようなことを繰り返してそれが午前5時ころまで続いた。被告人は、Kの当日の様子は尋常ではないとの認識を持った。しかし、被告人は、Kを部屋に連れ戻したり、Kの散らかしたものを片付けたりしてほとんど眠れないまま出勤し、午後9時ころ帰宅した。被告人は、帰宅後に佐川航空の責任者から電話を受け、

家庭内暴力から子殺しへ

Kの今後について話をしたいのでKが帰宅したら連絡を欲しい旨を告げられてこれを了承した。すると、午後11時ころ、Kが、鼻血を出しながらシンナーを持ってタクシーで帰宅し、そのまま黙って2階の自分の部屋に行ってしまった。被告人は、タクシーの運転手に乗車料金を支払って事情を聞いたところ、Kが新宿の南口にシンナーを買いに行き、その際にシンナーの売人から殴られたとのことであったので、Kにシンナーを買わないようにと注意を与えた。被告人は、寝る前にKの様子を見に行ったところ、Kがベッドでシンナーを吸引していたので、瓶の在りかを尋ねると共にKをベッドから移動させてマットレスの下からシンナー2本を発見したが、シンナーが切れた時にKに暴れられると困ると思い、これを取り上げずにそのままにしておいた。」

(12) 長男に対する両親の対応——その9

「翌2日(土曜日)午前零時ころ、Kは、交際中の女性に電話し、頭を丸めるのはいやだから会社には行かない旨荒れた口調で伝えたが、その後も更に電話して寝ていた同女を起こし、ベッドを捨てるなどと意味不明のことを伝えた。Kは、午前1時ころ、被告人の部屋に入って来て、ろれつの回らない口調で、『俺はF1レーサーになりたい。誰かと話をさせろ。今からホンダに連れて行け。』などと騒ぎ始めた。被告人は、支離滅裂なことを言うKを何とかなだめすかし、午前4時ころ、やっとの思いでKを部屋に戻した。被告人は、当日、得意先とゴルフの約束があったが、Mを一人にしておくのが心配であったことや、Kに意見をしようと思ったことから、ゴルフの約束を断って終日家に居てKの様子を見ることにした。被告人は、昼過ぎに起きて来たKが、友達と泊るからなどと言って金の無心をして来たため、金を出せば何とかなるのではないかと考えて2万円を渡したところ、Kはそれを受け取って出掛けてしまった。被告人は、Kにシンナー吸引をやめるように説得すれば、すぐにはやめないにしても1週間ほどで普通の状態に戻るものと期待していた。被告人は、同日午前10時ころ、新宿警察署保安係から、Kが新宿区

歌舞伎町のホテルの一室に一人で入ってシンナー吸引事件を起こした旨の連絡を受けた。被告人は、Kの身柄を引き受けるために新宿署に赴いた際、警察官に対し、24歳にもなってシンナーを吸引するものかと尋ねたが、やはり本人の自覚の問題であるとの回答しか得られなかった。被告人は、警察官に対し、Kの身柄の引受けをしない場合の事件処理の行く末について質問したところ、10日間の勾留が付くかもしれないが初犯だからせいぜい罰金刑であろうとの意見であった。被告人は、Kの身柄を拘束してもらいたいという気持ちもあったが、10日間程度の勾留では、釈放されたKにまた逆恨みされるのが落ちであるし、Kには働いてもらいたいと思っているのに、ここで警察に逮捕されたらその望みもなくなってしまうと考えたことなどから、この時も警察官に対してKの日頃のシンナー吸引状況や前歴などの詳細については話さなかった。しかし、Kは、帰宅のため署内のエレベーターに乗った途端に、被告人に対し、『お前がアメリカに行かせないからこういうことになるんだ。死ぬまでシンナーをやってやる。』などと悪態をつき、帰宅途中の車内では、さっそくジープンのポケットからシンナー入りのビニール袋を取り出してシンナーを吸引し始めた。また、Kは、帰宅後、Mが作ったてんぷらうどんを少々食べたところで『シンナーを買いに行くから金をくれ。車の鍵を貸せ。』などと言いつつ、被告人がこれを断ると、食べかけのうどんの丼を持ち上げて食卓に叩き付けた。さらに、Kは、食卓の上にあった海苔の缶等を茶の間のガラス戸に投げ付けてガラスを割り、テレビを畳の上に放り投げて更に暴れようとしたので、被告人がたまたま2万円を手渡すとこれを持ってシンナーを買いに出て行った。その後、被告人宅と隣接する住宅に住んでいるYが被告人らの様子を見に来たので、被告人は、Yに対し、Kが生後間もないYの長女に危害を加えるといけなないので渡り廊下の境のドアに鍵を掛けて椅子を押し付けておくようにと注意を与えて鍵を渡した。]

(13) 長男に対する両親の対応——その10

「Kは、翌3日（日曜日）午前1時ころ、シンナーを買って帰宅したが、しばらくすると2階の自分の部屋からテレビや予備のベッドなどを持ち出して階下に投げ下ろし始めた。被告人は、Kにシンナーをやめるように注意したり、Mと二人で暴れるKを押さえたりして止めようとしたが、振り払われてどうすることもできなかった。被告人は、Kがひとしきり暴れた後に部屋に戻ってシンナーを吸引し始めたため、Mと共にKの投げた物を片付け、午前4時過ぎころようやく床に入った。すると、Kは、被告人らが寝付きもしないうちに部屋に現れ、『テレビとビデオとステレオとCDプレーヤーを買って来い。』などと怒鳴り、被告人が夜が明けるまで待つようにと言いつけさせたものの、すぐ買わないと大暴れして家中を壊すとか、ぶっ殺すなどと口走って反発した。被告人は、午前5時過ぎになってようやく眠ることが出来たものの、午前7時ころには、再び起き出したKが被告人の部屋に押し掛け、早く買って来るようにと怒鳴って騒ぎ立てた。被告人は、まだ開店時間になっていないなどとKに言いつけて午前9時ころまで対応していたが、Kから何度もせかされたため、Kの指定するビデオ付きテレビを指示された販売店まで車で買いに行き、午前11時ころ、Kの部屋に備え付けてやった。すると、Kは、部屋のベッドに横になり、シンナーを吸ってうつらうつらしながらポルノビデオを見ていた。Kは、同日の昼過ぎころ、一階に下りて来て、『シンナーを買いに行くから金をよこせ。』と大声を出した。被告人は、金がないと言ってKの要求をいったんは拒絶したものの、Kが金を出さなければ大暴れするなどと言って茶の間の茶碗に手を掛けたため、やむなく2万円をKに手渡した。Kは、シンナーを買って夕刻帰宅し、部屋でシンナーを吸っていた。そのころ、Kと交際している女性がKのことを心配して被告人方を訪ね、Kにシンナー吸引をやめるように強く説得したが、Kは、『次の仕事が決まるまでシンナーはやめない。俺と結婚してくれ。明日、籍だけでも入れに行こう。』などと言って同

女を困惑させた。被告人は、Kが、女性に対してこれまで何かと格好をつけたがるところがあったのに、自分の部屋でシンナーを吸引しつつ、ポルノビデオを再生したままにして交際中の女性と応対していたことから、よほど自暴自棄になっているのではないかと思った。Kは、当夜、同女と外食に出掛け、帰宅後に同女方に電話を入れ、『運転に自信があるから車のレースをやる。』などと話し、その当てがあるのかとの質問に対しては、被告人を頼りにしている様子で『親父にあるよ。』などと答えた。Kは、同女と翌4日に会う約束をして電話を切った。被告人は、Kの帰宅後、シンナーをやめるように意見をしたが、逆に、Kからシンナーはやっていないから部屋を出て行くようにと言われ、Kを説得し切れなかった。被告人もMもこの間のKの対応に追われて心身共に疲れ、Mは、困り果てた末、Kのことは精神科に相談したらどうかと被告人に提案したりした。]

(14) 長男に対する両親の対応——その11

被告人は、翌4日（月曜日）午前7時ころ、犬の散歩を済ませて自宅2階の被告人らの部屋に戻り、当日は午後から会社に出勤する旨をMに話していると、階下で瀬戸物の割れたような大きな物音がしたため、何事かと思って階下に行った。すると、Kが玄関に立ち、『シンナーを買いに行くから金をよこせ。2万円だ。』などと大声で叫んでいた。被告人は、時間が早過ぎてシンナーを売っているはずがないと言ってKを寝かせようとしたが、Kはこれを全く無視し、玄関のドアを無理やり全開させて玄関の外壁に付いている電灯などを壊してしまった。Kは、玄関の外に立って、『金をよこせ。』などとなおも大声で叫び始め、外音が悪いので被告人がやむなく2万円を渡すと、これをひったくるようにして出て行ってしまった。被告人は、茶の間の食卓が引っ繰り返されてその脚がはずれ、皿が落ちて割れていたため、Mと2人でその後始末を始めていると、まもなく、Kが土足のまま茶の間に入って来て、『2万円じゃ足りない。あと2万円出せ。』などと金の要求をした。被告人は、一

度は拒絶したが、Kが、家財道具を壊すような素振りを示して脅したので、仕方なく再度2万円を渡した。Kは、それを持って出て行ったが、その際、玄関に置いてあった洋服タンスを引き倒した上、電話台をそのタンスの上に投げ付けると共に洋服掛けを投げ付けてガラス窓を割るなどの乱暴を働いた。被告人が、同日午前8時30分過ぎころ、Mと2人の後片付けをしていると、シンナーを買うのをあきらめて程なく帰宅したKが、土足で玄関に上がって来て、被告人に対し、『タクシー代を払っておけ。この前隠したシンナーを出せ。』などと要求した。被告人は、Kの言うとおりに乗車料金を支払い、洋酒棚に隠しておいたシンナー2本をKに渡してやった。Kは、それをもって自分の部屋に行き、ポルノビデオを見ながら、早速シンナーの吸引を始めた。

「被告人は、Yから何事があったのかとの問い合わせの電話があったことから、Yの家に行き、『Kがシンナーを吸って荒れている。地獄のような生活だ。他人の手は借りられない。場合によっては、自分の責任でやらなければならないかもしれない。何とかお前の方には危害が及ばないようにするから心配しないでいい。』などと状況を説明した。被告人は、Yから、『自分でやるのはやめて。私が警察に電話しましょうか。』などと忠告されたが、被告人は、警察には通報しないように指示した上、『家庭内暴力は、しょせん親の力か家庭内で収めないとだめだ。お前が電話したことが分かれば、Kが逆恨みして危害を加えるかもしれないし、赤ん坊もいるのだから絶対に出てくるな。』などと答えた。」

「被告人は、その後、Mと共にKの部屋に行き、シンナーをやめるように説得したが、Kは、『そんなものやってねえよ。出て行けよ。』などとうそぶくだけで、被告人らの話を全く聞こうとはしなかった。被告人は、Kに佐川航空に電話をかけさせれば、あるいは翌日から働きに行くことを約束してくれるかもしれないと考え、Kに対し、『佐川が嫌なら辞めてもいい。どこで働くにしても佐川を首になった状態ではほかで働けないぞ。T所長に電話してはっきりさせろ。』などと言って電話をか

けるように促した。すると、Kは、同日午前10時過ぎころ、佐川航空のT所長に電話をかけたものの、『いろいろ迷惑をかけましたが、俺辞めます。』などと言ってしまった。被告人は、Kが佐川航空を辞めると言ってしまったことで、それまでKに対して気を遣い、要求されるままに金を渡し、4か月ほどにわたり睡眠時間を削って朝晩Kの面倒を見てきたことが全て無駄になったように思え、絶望的な気持ちになった。」

「そこで、被告人は、被告人らに対して部屋から出て行くように怒鳴っているKの目を覚ましてやろうと考え、平手でKの左頬を1回思い切り殴ったが、Kは反抗するでもなく、『もっと殴れよ。』などと言ってまともに反応しなかった。そこで、被告人は、Kの両肩をつかんで揺さぶったが、Kに抵抗されてそれ以上揺さぶり続けることができなかった。その後、MがKの部屋に入って来て、泣きながらKの背中に厄除けの御札を押し当て、『この子を助けてください。』と何度も叫んだが、Kが、Mの方をあごで示すようにして、『これをどけろよ。』と被告人に言ったため、被告人は、Kの母親に対する親を親とも思わない不遜な態度に許せない気持ちになって憤激し、その反面、Mが余りにもかわいそうに思え、Mに部屋の外に出てもらって部屋の内部の内鍵を掛けた。被告人は、Kに対し、シンナーをやめるようにと意見をしたところ、Kが『この瓶がなくなったらやめる。』と返答したので、テレビの上に置いてあった2万円について『それならこの金は要らないな。』と言うと、『いや、要る。そこへ置いとけ。シンナーを買いに行くから。』などと言い、人を馬鹿にするような態度をとった。」

「被告人は、これだけ馬鹿にされれば十分だと思いつつも、最後にもう一度だけ言い聞かせようと考え、『どうしてもシンナーをやめないなら、俺と勝負して俺の死体を乗り越えてシンナーを買いに行け。』などと言ったが、Kが何の反応もせず、シンナーを吸った状態のままであったので、被告人の右腕を仰向けに横になっているKの首の下に回して抱き起こし、左手の拳でKの右顔面を思い切り殴り付けた。ところが、K

は、反抗するでもなく、被告人が右腕を離すとそのまま横向けに横になってしまった。被告人は、Kのこのような態度を見て、更に馬鹿にされているように思い、再度Kの両肩をつかんで揺さぶったが、Kは両足をばたつかせて被告人を蹴飛ばすだけで被告人に立ち向かって来ることもなく、ベッドに腰を掛けて仰向けにやや横たわるようにしながら左手にシンナー入りのビニール袋を持ってシンナーを吸っていた。」

2 罪となるべき事実

「被告人は、平成6年4月4日午前11時ころ、東京都杉並区<番地略>被告人方2階6畳間において、長男Kのこれまでの不良な行状や当日の出来事をあれこれ思ううち、家庭内暴力はもはや直らず、このままでは家族に危害を加えかねないばかりか他人にまで迷惑を掛けることになるのではないかとK及び家族の将来を深刻に憂慮し、さらに、Kの母親に対する不遜な態度や、Kのために犠牲を払ってきた両親の気持ちをKが全く分かろうとしないことに対する恨みつらみから腹立たしさを募らせ、親をどこまで馬鹿にすれば気が済むのかという思いも加わり、いっそのこと自分自身の手でKを殺して全ての決着をつけようとするに至り、Kの殺害を決意した。」

「被告人は、前記のようにベッドでシンナーを吸っているKの左側に腰を掛け、右腕をKの首に回した上、左手でKの首に回した右腕の手首をつかみ、後方に自己の上体を倒しながらKの上体を思い切り引き寄せて右腕で力一杯Kの首を締めつけた。被告人は、数分間首を締め付けたところKの体から力が抜けたのが分かったため、死んだものと思っていたん手を緩めたが、Kの心臓が停止しておらず、白目をむき出して口から舌を出したままよだれを垂らして荒い呼吸をしていたことから、Kがまだ死んでいないことを知った。被告人は、Kがこのまま生き返った場合の家族に対する仕返しを恐れ、苦しそうにしているKを楽にしたいとの気持ちもあって、この場でKを殺害するためにはとどめを刺

す必要があると考え、1階の台所から文化包丁（平成6年押第903号の1）を持ち出し、ベッドに上半身を仰向けに横たえて荒い呼吸をしているKの左手の側に近付き体の安定を保つため、左足を床に付けて右足の膝をベッドの上に乗せた片膝の状態となり、文化包丁を両手で順手に持ち、これをKの喉仏のすぐ下辺りに当てて思い切り突き刺し、さらに、頸部を数回突き刺したが、確実にKを殺すためには心臓を刺した方がよいと考えて胸部を1回刺した後、再び頸部を突き刺し、そのころ、その場において、Kを頸部刺創による失血により死亡させて殺害した。」

「被告人の判示所為は刑法199条に該当するので、所定刑中有期懲役刑を選択し、その所定刑期の範囲内で被告人を懲役3年に処し、同法21条を適用して未決勾留日数130日を右刑に参入し、訴訟費用については刑事訴訟法181条1項本文により全部これを被告人に負担させることとする。」

3 量刑の理由

「被害者のシンナーの乱用は、その程度がかなり進行していたためにその治療に困難を伴うことが予想されたものの、被害者は、定職に就いて以来、シンナーの吸引を再び始めるまでの4か月余りは意欲的かつまじめに働いており、会社からもその仕事ぶりが評価されていたのである。被害者に対して、適切な治療を施す機会を与えつつ、これまで以上に我慢強く被害者を見守り続けることが出来れば、治療の可能性も皆無ではなかったと思われる。被告人は、それまでの個人的な経験から、警察等の公的機関に相談することに懐疑的になったものであるが、被害者を殺害して自らが責任をとる以外に方法がないと断ずるのはやはり皮相的な思い込みと言うほかはない。被告人が、アメリカ滞在中に被害者の薬物乱用の件で精神科医と面談した経験などから、被害者に治療を受けさせる必要があることを十分に認識していたはずであると思われることのほか、被告人の経歴及び社会的地位等を併せ考慮すれば、被害者の状況を

家庭内暴力から子殺しへ

より広い視野からの確に判断した上、精神科医療施設などの適切な機関の知恵を借りて強力な治療の手段をとるなどあらゆる手立てを尽くす努力をすることを本件当時の被告人に十分に期待できたとすべきである。被告人がMと協力してそのような努力をしていれば、あるいは本件は別の経緯をたどっていたかもしれないのである。また、被害者の家庭内暴力は、以前には母親や姉に対して暴力を振るったことがあったものの、本件犯行直前に限ってみれば、対物暴力に限られていた。家財道具等に向けられた被害者の常軌を逸した行動は、現場に居合わせた被告人やその妻にとってみれば相当の不安と恐怖を抱かせるものであり、その苦悩の深さについては筆舌に尽くし難いものがあったようにうかがわれるが、被告人やその家族の身体等に対して危害を加えるかもしれないという被告人の憂慮は、現実には差し迫ったものであったとは認められず、いやしくも人命を奪うという方法によって全ての決着を付けなければ加害者と被害者の立場が逆転していたかもしれないというようなせっぱ詰まった状況が存在していたわけではない。そうであるとすれば、前記のような動機から被害者を殺害した被告人の行動は、やはり浅慮かつ性急なものであったとの誹りを免れ難い。のみならず、被害者が問題行動を起こし始めてからの被告人の対応の仕方を見ても、被害者のシンナー購入代金の無心などに対して一度は拒絶するものの、被害者の示威行動に屈し、結局はその要求に応じるということの繰り返しであって、その場をとりあえず収めることのみにとらわれ、根本的な解決をすべて先送りにしていたようにうかがわれる。そして、翻って考えてみると、被告人が、結果として被害者を甘やかし、父親としての毅然たる態度をとってこなかったことが、被害者を一層わがままにさせていったという一面があるのではないかと思われる。このような意味において、被告人には父親の役割として重要と思われる道理に立脚した強力な家庭内指導が欠落していたという点を指摘せざるを得ない。さらに、被害者が薬物犯罪や交通違反で捕まった際の被告人の対応には、被害者をいたずらにかばうこと

によって、被害者が自立更生する機会を自ら断ってしまったと言われても致し方ないところがあったようにうかがわれる。被害者の犯罪行為については、被害者自らその責任をとらせ、物事の善悪やけじめを明確に自覚させて自己の力で事態を解決する方法を考えさせる機会を与えた方が、結局は被害者のためになったのではないかと考えられるのである。」

「本件犯行の態様について見ると、極めて強固な確定的殺意に基づく一方的かつ執拗な犯行であって、その態様は、残忍かつ悪質なものと言わざるを得ない。」

「人の生命が何よりも尊いものであることはいまさら言うまでもない。治療及び改善更生の余地が残されていたと思われる被害者が、信頼し、尊敬し、頼りにしていた父親に、心の内の葛藤を満足に吐露できないまま24歳の短い生涯で永遠にその命を断たれた無念さを思うと、被告人の刑事責任は極めて重大であると言わなければならない。本件が、家庭内暴力の問題を抱え、事態の解決に向けて苦悩しつつも粘り強い取り組みを続けている数多くの人々に与えた衝撃には相当大きいものがあるようにうかがわれ、広く社会に与えた影響には軽視し得ないものがあると言わざるを得ない。」

「しかしながら、他方、以下のような被告人のために酌むべき事情も認められる。」

「本件は、被告人が自らの責任と犠牲において妻及び長女の家族を救おうとの心情から敢行したという一面をもち、被告人が自らの手で被害者の命を断って全ての決着をつけようとするに至ったことも、被告人の当時置かれていた状況に身を置いて考えればある程度理解できなくはないことは先に詳述したとおりであって、そのような意味において、本件犯行の経緯や動機には同情すべき点がないわけではない。また、被告人は、犯行の直前まで、被害者を説得してシンナーの吸引をやめさせようと考えていたのであり、本件は計画的な犯行であるとは言えない。」

「被害者が非行に走り、家庭内暴力が芽生えた遠因には、幼少時の海

家庭内暴力から子殺しへ

外生活の影響による日本の学校教育の場からの脱落及び父親との触れ合いの欠落等の気の毒な事情があったようではあるが、被害者は、本件当時すでに24歳になっていたのであって、職場関係や女性との交際について欲求不満や精神的な葛藤を抱えていたとは言え、前記のような常軌を逸した行動に及んだことについてはかなりの落ち度があったと言わざるを得ない。

加えて、被告人が犯行後直ちに警察に出頭して自首していること、被害者の親族が被告人に対して同情的であること、被告人は、前記のとおり、その家庭内指導の在り方に問題があったとは言え、被害者の非行に対して被告人なりに誠心誠意、説得に当たってきたことがうかがわれること、現在では被害者の非行や家庭内暴力への対応について他にとるべき方法があったことを率直に認めると共に、性急に殺害行為に及んだことについて真しな反省悔悟の情を示して日夜被害者の冥福を祈っていること、被告人は、犯行当時の57歳まで一度も罪に問われることなくまじめに生活して来たものであり、温厚、誠実で、職場での信望も厚く、社会的にも相当の地位と信頼を得ていたこと、被告人は、本件により職を失わざるを得なくなった上、本件が広く報道されたことにより厳しい社会的制裁を受けていること、被告人の多数の知人から寛大な処分を求める旨の嘆願書が寄せられていること、被告人は、高血圧症、糖尿病及び眼病等を患い、健康状態が芳しくないことなどの諸点も、被告人のために酌むべき事情として指摘しておかねばならない。」

「そこで、以上に述べた諸事情のほか、同種事案との刑の権衡等を総合考慮し、被告人を主文の刑に処するのが相当と判断した。」

VI 第5判決

東京地裁平成10年4月17日判決（判例タイムズ989号77頁）を紹介する。

本件は、約2年間に及ぶ長男の家庭内暴力に苦しんだ父が、14歳で中

学3年生の長男を金属バットで殴打して殺害したものである。本判決は、懲役3年の実刑を言い渡した。

1 犯行に至る経緯

(1) 父の略歴

「被告人は、昭和45年3月、東京大学文学部を卒業し、東京都内の出版会社に編集部員として勤務していたが、平成4年12月末に退職した。平成5年4月から1年間、専門学校で福祉について学んだ後、平成6年4月から、東京都内の精神病院でアルコール中毒患者のケースワーカーとして働いたが、平成7年3月、同病院を退職した。そして、同年4月からは、東京都文京区内にある日本木材学会の事務局で会員のデータを作成するなどの仕事に携わっていた。」

(2) 結婚から出産まで

「被告人は、昭和45年12月、東京大学農学部図書館に勤務していたAと結婚し、昭和51年11月30日に長女Bが生まれた。」

「被告人は、昭和54年に東京都文京区湯島<番地略>所在のマンション「××」の202号室を購入して家族と共に居住し、昭和57年1月1日には長男Cが出生した。」

「被告人夫婦は共に職を持っていたため、子供らはいずれも保育園に通い、小学校3年生のころまではいわゆる学童保育に通っていた。そうしたこともあって、被告人は、休日などにはよく家族で旅行や外出をするなど子供らと一緒に過ごすように心掛けていた。」

(3) 長男の幼年期

「長男Cは、幼少時から過敏で、風の音におびえたり、初めての出来事に強い不安感を示したりするなどした。小学校入学の際、自分の名札が間違っていて書かれていたことから学校に行きたくないと言い出し、しばらくの間、姉のBや、被告人〔父〕に引張られて登校した。その一方で、几帳面なところがあり、熱があっても無理をして登校し、結局、小

家庭内暴力から子殺しへ

学校の6年間は全く欠席することがなかった。]

(4) 長男の思春期

「Cは、平成6年4月から地元の区立中学校に通うようになったが、学科の成績は芳しくなく、また、授業中の態度が悪いと言って先生に注意されることも少なくなかった。Cは、同年6月15日ころ、第1学年担当の数名の先生から、これまでの態度について反省を求められて帰宅し、母親のAに対し、飛び降り自殺ができるような高いビルはないかななどと訴えたこともあった。友人と一緒に卓球部に所属していたが、練習に出ず、バスケット部の先生に誘われて転部し、その後、部活には参加するものの、学校には余り行かなくなった。」

「Cは、中学2年生のころには高校進学はしないと申し出し、またロックミュージックなどが好きで、そのころからギター教室に通うようになり、将来音楽の方面に進むことを考えるようになった。」

「Cは、中学入学後、母親のAが朝起こすと、うるさいとか、お前の起こし方が悪いとか怒鳴るようになり、平成6年11月、朝起こされたとき、Aの頭を殴るなどして注意を受けたため、台所にあった葉びんをAに投げ付けた。これ以後、Cは、Aに暴力を振るうようになった。」

「最初は、母親のAが朝Cを起こしたときにときどき暴力を振るうだけであったが、そのうちに、うたた寝をしていて自分の見たいテレビ番組を見過ごした時など、おもしろくないことがあると暴力を振るうようになっていった。」

(5) 長男に対する両親の対応——その1

「被告人は、暴力の原因は、Cが学校の勉強の面でつまずき、それを乗り越えられないためではないかなどと考え、その面で援助しようと思った。そこで、Cと向き合う時間を作るため、余裕のある職場に転職することを考え、平成7年1月ころ、前記の日本木材学会事務局の面接を受けた。」

「一方、母親のAの意見は、Cが夜遅くまで起きていて朝起きられな

いのが暴力の原因ではないかというものであったことから、被告人夫婦は早寝早起きの生活することを心掛けた。」

「Cは、当初は専ら母親のAに暴力を振るっていたが、同月ころ、被告人が、Cと一緒に見に行く予定にしていたプロレスのチケットを購入してきた際、Cと被告人の席が離れていたことに腹を立てて被告人にも暴力を加えた。」

「このことも契機となって、被告人は、家庭内暴力等を扱った書籍を読むなどし、援助することが大切であると考え、Cの暴力に抵抗しないようにしようと思った。」

「その後、平成7年2月ころ、Cは、ファンであるロックグループ歌手と同じ帽子を被告人と一緒に買いに行こうとした際にも機嫌を悪くし、帰宅後、抵抗しないでいる被告人に対し、土下座までさせた上殴るなどの暴力を加えた。」

「こうしたCの暴力は次第にエスカレートしていった。もっとも、姉のBとは仲がよく、Bには特に暴力を振るうようなことはなかった。」

(6) 長男に対する両親の対応——その2

「平成7年2月ころ、被告人夫婦は、家庭内暴力の専門病院である北の丸クリニックへ相談に行き、医師から『子供の要求に応えるように。拒否をしてはいけない。暴力が酷いときには逃げるように。』という助言を受け、ほっとした反面、それでよくなるのかという不安も残ったが、その助言に従ってCに逆らわないでいた。そして、処方された薬をCに飲ませていたが、暴力を振るわなくなる一方、活力も落ちる様子であったことから、そのうち飲ませるのをやめてしまった。」

「母親のAは、平成7年6月ころ、Cに前歯を折られたり、同年7月ころ、Cからいすを振り上げられたりなどしたこともあって、恐怖心を抱いて自宅を出、数日間精神病院に入院した後、三か月間くらい自宅に戻らなかった。」

「母親のAが家を出た後も、Cの暴力はやまず、被告人は、針金のハ

家庭内暴力から子殺しへ

ンガーで殴られたり、いろいろな食べ物を買いに行かされたりするなどし、死にたい気分となり、北の丸クリニックで抗うつ剤の処方を受けるなどしていた。」

「平成7年9月ころからは、Cは、学校に行かなくなり、多くのテレビ番組をビデオ録画したり、バスケットの練習に付き合ったりすることなどまで被告人に要求するようになり、被告人は、Cから求められるままにこれに従っていた。」

「しかし、被告人は、そのようなことが情けなくなり、北の丸クリニックの医師に相談したところ、そういう対応も1つの技術と考えて頑張るよという助言を受け、心底納得し、これまでどおりCの要求を受け入れていった。」

「そして、同月ころ、被告人は、Cから、買ってきた食べ物が気に入らないと言って、足蹴にされ、鼻の骨を折られるようなことも起こった。」

「平成7年10月ころから、母親のAが徐々に自宅に戻り、冬ころからまた一緒に生活するようになったが、しばらくの間は、Cは、Aに暴力を振るわなかった。しかし、その後、Cは、自分が学校に行っていないのをAが知らない振りをしたなどと言って、再びAに暴力を振るうようになった。そして、平成8年1月ころ、Aに対し、スパゲティ店で無理やり3人前くらいを食べさせた上、帰宅した後、食べ方が汚いなどと言って暴力を振るったりした。」

(7) 長男に対する両親の対応——その3

「平成8年春ころ、被告人夫婦は、不登校の問題の相談機関である東京シュールの医師に相談し、その勧めで同年6月から8月にかけて、同機関が催している登校拒否児童の親の集まりに参加した。」

「被告人夫婦は、医師から、『子供は自責の念を持っているので学校に行かないことを責めてはいけない。』、『親より子供はもっとつらい。』などと、子供の立場に立って子供を受け入れ、子供の気持ちを理解することが大切であるという助言を受けた。」

「平成8年6月ころ、Cの部屋に出てきたむかでの、被告人が殺し損なって見失ったことから、Cは、被告人を足蹴にし、母親のAの頭などをテレビのリモコンで殴るなどした。そのため、Aは、再び自宅を出て、既に一人暮らしをしていた長女のBと暮らし始めた。」

「こうして、被告人とCとの2人の生活が始まった。」

「なお、Cは、機嫌がよいときには母親のAの職場に電話をかけ、その昼休みに家に呼んで一緒にテレビを見たりなどしており、以後、Aに暴力を振るうことはなかった。」

「これ以後、Cの被告人に対する暴力等は日常的になり、その程度も激しいものとなっていったが、平成8年7月ころ、突然テレビの映像が写らなくなって番組のビデオ録画が不可能になったことから、Cが被告人をプラスチック製のバットのグリップエンドで激しく殴るというようなことも起こった。」

「そのころ、被告人は、自宅にあった金属バットでCから殴られるのではないかと恐れ、これを自宅近くの東京大学構内に捨てた。」

(8) 長男に対する両親の対応——その4

「平成8年8月ころ、被告人は、長女のBから勧められ妻のAとBの3人で梅ヶ丘病院へ見学に行ったが、同病院は閉鎖病棟であり、Cを入院させるのはかわいそうだと感じたことや、退院した際そのような閉鎖病棟に入院させたとして仕返しされるのが怖いという気持ちを抱いたことから、結局Cを入院させるには至らなかった。」

「平成8年8月18日、Cの希望により家族全員で旅行等をし、その際はCの機嫌もよく、暴力を振るうようなことはなかったが、旅行から帰ると再びCの暴力が始まり、同年9月ころにかけては、被告人は、しばしばCに洋服などを買いに行かされたりしていた。」

(9) 長男に対する両親の対応——その5

「被告人は、平成8年10月ころからは、妻のAと共に、校成会病院のカウンセリングに通い、同病院の医師から、『子供の暴力は、親が言葉、

家庭内暴力から子殺しへ

態度、権力によって挑発したことに対してそれを払いのけようとする行為である。親が挑発しなければ、子供は暴力を振るわなくなる。』などという助言を受けた。』

(10) 長男に対する両親の対応——その6

「平成8年9月ころ、被告人は、いつか自分か妻のAがCに殺されるかもしれないとか、自分がCを殺すかもしれないとか思い悩むようになり、もしCを殺害する場合には苦しませずひと思いに死なせるため金属バットで殴り殺そうと考え、同月上旬ころ、職場近くの店で金属バット一本を購入し、職場の本棚裏側に立て掛けておいた。また、そのころ、金属バットで殴るとき手が滑るのを防ぐために軍手一双を購入した。』

「さらに、確実にCを殺害するために自宅にあったなわとび用ひもでCの頸部を絞めることも考え、これを軍手と一緒に被告人が使用していた6畳和室の整理ダンス内に入れた。』

「被告人は、Cを殺害するかもしれないと思う反面、そのようなことはしたくない、明日になればCがよくなっているかもしれないと思い悩み、迷っていた。』

(11) 長男に対する両親の対応——その7

「被告人は、前記のとおり、校成会病院の医師から助言されていたが、Cの要求がエスカレートし、暴力も日常化してより追い詰められた気持ちになって、平成8年10月下旬ころ、Cが自分を殺すか、自分がCを殺すかの両方の危険性がより高くなることを承知の上で、苦しさから逃れたい一心で、金属バットを自宅に持ち帰り、6畳和室にある押し入れの布団の中に隠した。』

「この際も、被告人は、Cを殺して苦しみを終わらせたいという気持ちになったが、他方、まだ他に方法があるかもしれない、明日になればCが変わっているかもしれないという気持ちも抱いた。』

「平成8年11月5日、被告人は、昼休み時間に妻のAと落ち合い、Cから頼まれたTEEシャツを2枚購入し、午後6時ころいったん帰宅し

た。そして、Cから、ファミコンの本を買いに行かされたり、帰宅しては再び、借りたビデオテープを返却に行かされたりなどした後、午後10時ころ帰宅し、Cから求められて購入したTEEシャツを見せた。Cは、気に入らないと言って怒鳴り出し、被告人の顔面を手けんで殴ったり、腹部等を足蹴にしたり、頭部を掃除機のプラスチック製の部品で殴ったりしそれが割れたほどであった。Cは、しばらく暴力を振るった後落ちつきを取り戻して被告人の作った料理を食べるなどし、同月6日午後零時ころ入浴し、八畳洋間でテレビを見るなどしていた。」

「被告人は、Cのためにテレビ番組を約1時間録画して6畳和室に戻り、Cから、午前7時55分に友達に電話をするのでその前に起こすようにと言われて寝た。」

(12) 長男に対する両親の対応——その8

「同日午前6時ころ、被告人は、目を覚まし、しばらく間、布団の上でCを起こせばまた暴力を受けるなどと思い悩んだ。Cを午前7時55分ころ起こすには午前7時ころから何度も声を掛けなければならないと思い、午前6時半ころ、布団を出て8畳洋間の方を見ると、Cは、後頭部を被告の方に見せて向こう向きで眠っていた。」

「被告人は、Cを殺すかもしれないという被告人の気持ちを知らずに無防備で眠っているCの姿を見て、後ろめたく感じるとともに、これで人生が終わったらCはみじめでかわいそうだなと思った。また、Cを殺害すれば罪を犯し罰を受けることは分かるし、それもつらいと思ったものの、今の状態と比べれば耐えやすいのではないかとも思った。そうした思いが交錯するうちに、Cに声を掛けなければならない午前7時が近づき、被告人は、苦しく追い詰められた気持ちになっていった。」

「そして、被告人は、もう頑張れない、このような状態から抜け出したいという思いが募り、無防備なCの姿を見て、今ならCを殺すことができるかもしれないなどと思って緊張が高まる一方で、失敗したら大変だ、Cが父親にやられたという思いを抱いて生きていくことになったら

家庭内暴力から子殺しへ

Cもつらいだろうなどと考えた。そこで、被告人は、苦しませないように一瞬のうちにCを殺そうなど思うに至った。」

2 罪となるべき事実

「被告人は、平成8年11月6日午前7時ころ、前記自宅マンション『××』202号室において、6畳和室にある押し入れの布団の中から前記の金属バット一本（……）を、整理ダンスの引き出し内から前記の軍手一双およびなわとび用ひも1本（……）を取り出し、軍手を両手にはめた上、8畳洋間で寝息も立てずに静かに眠っているCに目をやって、今ならやめられる、Cを起こしてこれまでと同じ日常を送ることもできるなどと思ったものの、もう苦しく耐えられないという思いから、ためらいをふっ切ってついにCを殺害することを決意し、金属バットとなわとび用ひもを持って、8畳洋間に入り、Cに対し、殺意をもって、その右後頭部付近をねらいすまして金属バットで数回殴打し、さらに、その頸部になわとび用ひもを巻き付け、よって、その頃、同所において、C（当時14歳）を脳挫傷、又は脳挫傷及び絞頸による窒息の競合により死亡させて殺害したものである。」

3 量刑の理由

「本件は、被告人が我が子の家庭内暴力に苦しんだ挙げ句、その苦しみから逃れようとして当時14歳になる中学3年生の長男である被害者を殺害した、という事案である。」

「被告人は、未だ若年の、その将来に大きな希望と可能性とを秘めた被害者の命を一瞬にして奪ったものであり、その結果はもとより重大である。」

「おそらく当時最も信頼を寄せていたであろう被告人から、思いもかけず、突然その生命を奪われた被害者の驚きと無念さは察するに余りある。」

「被告人に対する自らの暴力が直接の原因になったとはいえ、被害者は、被告人から殺害される前に弁明の機会を与えられることもなく一方的に殺害されたのである。」

「被告人は、あらかじめ、被害者を殺害するための凶器として金属バットを、これを持つ手が滑るのを防ぐために軍手をそれぞれ購入するなどし、金属バットはいったん職場においた後自宅に持ち帰って押し入れに隠して準備した上、本件犯行に及んだものである。」

「金属バットを購入して犯行に至までの一連の過程において、被害者を殺害するかもしれないという思いと、反面、そのようなことはしたくない、明日になれば被害者がよくなっているかもしれないという思いとが交錯し、被告人は、深く悩み、あるいは迷って苦しんでいたにしても、やはり本件は計画的な犯行であるという面があることを否定することはできない。」

「被告人は、就寝中の被害者の頭部を金属バットで力一杯数回にわたって殴打して頭蓋骨の陥没骨折、脳挫傷等の傷害を負わせた上、なわとび用ひもで頸部を強く絞めたものである。被告人が被害者にできる限り苦しみを与えないように配慮したためであるにしても、犯行の態様はいかにも残酷である。」

「本件犯行に至る経緯及び動機は、既に認定したとおりである。被害者の暴力、理不尽な要求等は長期間に及び、かつ、時の経過に従ってその頻度も激しさも増していた。被告人は、被害者の暴力に接した当初のころからこの問題を深刻に受け止め、転職までして時間的な余裕を作った上被害者との意思の疎通を図るために多くの時間を割き、また、書籍を通して専門家らの知見に学ぶとともに直接専門家に相談してその助言を受け、更には自らカウンセリングを受けるなど、被害者の苦しみを自分のものとして共に生きようとし、この問題を打開するために多大な努力を払ってきたものである。そうであるのに被害者には一向に改善する兆しが見えず、暗たんたる状況にあったものであり、犯行当時ころには

家庭内暴力から子殺しへ

ほとんど一人で被害者の暴力を受け止めていた被告人の苦しみは当の本人でなければ容易に実感することができないほど大きなものであったであろう。その苦しみから逃れようとして本件犯行に至ったその経緯および動機には同情するべきものがある。」

「しかし、なんといっても被害者は未だ14歳の若年である。可塑性に富み、これまでの生育歴等に照らしてみても十分に改善する可能性があったというべきである。」

「被告人としては、被害者の抱える問題を理解し、改善するために、往診等を含め被害者に直接専門家の診察や面接を受けさせること、暴力がエスカレートするのを抑えるための専門病院、施設等へ入院、入所させるか、規制的な力の援助を求めること、一時的に被害者から離れ経過を見守ること、あるいは被告人自身が忍耐の限界を越えて破たんすることのないように身近な人々や専門家らに一層の援助を求めることなど、なお本件の悲惨な結末を回避するために努力する余地はあったというべきである。」

「こうした指摘は、問題の真ただ中であって苦しんでいた被告人の心情からすれば、いささか酷と感じられるかもしれないが、被告人が父親として真に被害者を支えるべき立場にあったことからするならば、このような必ずしも容易とはいえない努力であってもなお求められるべきものである。」

「そうであるならば、本件犯行の経緯及び動機を被告人に有利にしん酌することにもおのずから一定の限度があるというべきである。」

「このような事情に照らすと、本件の犯情は芳しくなく、被告人の刑事責任は重いといわなければならない。」

「しかし、一方、前記のとおり本件犯行に至る経緯及び動機に同情するべきものがある。」

「本件家庭内暴力の原因についてみると、その可能性の1つとして、被害者が幼少時から感受性の強い子供で、学科の勉強を含め新しい課題

や状況等に思いどおりに対処することができず、中学校に進学して徐々に将来への不安感が高まるなどし、そうしたことから情緒不安定となっていたことを指摘することができるにとどまる。」

「被害者が死亡した今となっては暴力の原因を知ることはできない。しかし、暴力が発現するまでの間の、被告人の家庭における家族との関係、被告人らの養育態度、仕事や生活状況等について証拠上認められるところからは、暴力の原因の1つが被告人の家庭内にあった可能性が否定されるものではないにしても、少なくとも、外部から指摘することができるような、あるいは被告人が自覚してしかるべきであるというような明確な落ち度が被告人にあったとは認め難い。」

「被告人は、犯行後自首し、勾留中、弁護人らを始めとする多くの人々の理解にも支えられて日々反省を重ね、被害者に対する謝罪の気持ちと自己の罪責についての自覚を深めている。」

「被告人の妻と娘は、被害者及び被告人の心情を深く思いやり、今後被告人共々互いに支え合って生活していく気持ちでいる。」

「被告人は、これまで健全な社会人として真面目な生活を送ってきたものであり、前科はもちろん、前歴もない。」

「このような被告人のために酌むべき事情も認められる。」

「以上の諸事情を併せ検討し、被告人に対し主文の刑を科するのが相当であると判断する。」

Ⅶ 要 約

本稿で紹介した4つの事件（5つの判決）の事実関係を要約すると、次のとおりである。

第1判決

父 中央大学法学部卒，貿易会社経営，倒産。教育器材販売会社開発部次長。

母 和子。主婦。

家庭内暴力から子殺しへ

子 賢一郎。長男（一人っ子）。明治学院中学校，世田谷区立梅丘中学校。私立堀越学園高校。転校，いじめ。不登校。家庭内暴力。15歳で死亡。

第2判決・第3判決

父 甲。東京大学文学部卒，県立高校教諭。

母 乙。女子高校卒。生命保険会社。結婚後，専業主婦。

子 長男丙，次男丁，三男戊。中学までは成績優秀。浦和高校進学。学業不振，ひきこもり，中退，立教大学進学，中退。家庭内暴力（対物暴力のみ）。23歳で死亡。

第4判決

父 慶応大学法学部卒，三井物産入社。アメリカ子会社社長。

母 M。

子 長女Y，長男K。成績不振。家庭内暴力（殺人事件直前では対物暴力のみ）。24歳で死亡。

第5判決

父 東京大学文学部卒。出版会社勤務，ケースワーカー。学会事務員。

母 A。東大農学部図書館勤務。

子 長女B，長男C。中学校学業不振。不登校，家庭内暴力。14歳で死亡。

VIII 2人の精神科医の見解

家庭内暴力（子の親に対する暴力），ドメスティック・バイオレンス，児童虐待，高齢者虐待などの家庭内の暴力に苦悩する家庭の問題は，われわれ家族法研究者の研究対象である。今後とも，これらの問題に関心を持って研究を続けていきたいと考えている。

大型の書店に行くと，不登校，ひきこもり，家庭内暴力などのコーナーがあり，かなりの数の本が並んでいる。それらのうちの幾つかを讀ん

でみたが、ここでは、齊藤環『社会的ひきこもり』（PHP文庫）、および関口宏『ひきこもりと不登校』（講談社+α新書）の内容の一部を紹介する。両氏は、ともに精神科医である。

1 齊藤環氏の見解

以下に紹介する齊藤氏の指摘には、本稿で紹介した事例に合致する点が多いように思われる。

(1) ひきこもりについて

「社会的ひきこもり」は、心に原因があって起こる問題です。つまり、脳そのものに実質的な原因のある障害や、精神病によるものとは区別して考える必要があります。(30頁)

また「社会的ひきこもり」は事例の年齢にかかわらず、いわゆる思春期心性に深く根ざした問題です。つまり、人格発達の途上における一種の「未熟さ」ゆえに起こってくる問題であるとみることができます。(30頁)

*不登校、家庭内暴力、強迫症状、対人恐怖症状などの、思春期心性と深く結びついた症状を「社会的ひきこもり」に伴うことが多い

*ひきこもりが長期化する背景には、視野の狭さ、かたくなさなどといった思春期独特の考え方や、自己愛的な構えがあることが多い

*本人みずからの置かれた状況を客観的に捉えるだけの余裕がなく、したがって治療を拒否することがほとんどである

*長期にわたる事例でも慢性化による症状の安定化が起こりにくく、つねに新たな傷口がひらいていくように、葛藤が葛藤を生む状態が続く

*本人の精神的な成長を促すような治療態度と、家族を含む環境の調整によって治療がすすむことが多い(31頁)

(2) ひきこもりの家庭環境

「社会的ひきこもり」は圧倒的に男性に多いのです。また、きょうだいの順位では、私の統計結果によれば、どうも長男に多くみられるよう

家庭内暴力から子殺しへ

です。女性の事例がないわけではありませんが、一般にそれほど長期化しないようです。両親ともに高学歴で中流以上の家庭に多く、仕事熱心で養育に無関心な父親と、過敏で過干渉気味の母親という組み合わせは、ここでも珍しくありません。また家族や親戚など周囲に優秀で勤勉な人間が多いことが、本人の負担になっている場合も少なくないようです。(23頁)

事例の家族背景については、父親は大卒の会社員、とりわけ管理職が多く、母親も高卒かそれ以上で専業主婦というパターンが平均的で、多くは現代日本の中流以上の階層が占めています。臨床上の印象からみても、ひきこもりの事例の背景に、極端に破綻した家庭環境や、虐待などといった「大きな」問題が控えていることは少ないように思います。(57頁)

(3) 不登校とひきこもり

さて、私の調査では、ひきこもりの事例の中でこれまでに不登校を経験した人の割合は90%でした。この数字だけみるなら、たしかにかなり高率といえるでしょう。しかしこのことだけから、単純に不登校とひきこもりを関係づけるのは、……誤りです。不登校自体はそのかなりの部分が、なんらかの形で復学や就職などの社会参加を果していきます。しかし関連性がまったくないかといえば、もちろんそうともいえません。不登校の一部が長期化して、社会的ひきこもりへと移行することも厳然たる事実だからです。(39頁)

発症した時点での所属は「高1」が23%と最も多く、ついで「中2」……。また、本人の最終学歴は「中卒」が最も多く31%、ついで「高卒」29%、「高校中退」18%となっており、現在の職業については「無職」が最も多く48%、次いで「学生」が44%という結果でした。

「社会的ひきこもり」の「発症」のきっかけで、明らかなものとしては「学校関係」が大半を占めています。発症時平均年齢は15.5歳ですから、彼らの多くは問題が起こった時点では学生であり、これは当然の結

果といえます。(59頁)

(4) ひきこもりと家庭内暴力

さて、ここで家庭内暴力についてもふれておかなければなりません。ひきこもり状態と家庭内暴力は、きわめて密接な関係があるからです。

まず調査の結果から示すことにします。「家族への攻撃性」については、一時的に認められたものを含めると62%の症例で、何らかの形で(暴力以外の)攻撃性を認めました。また、いわゆる「家庭内暴力」は、一過性のものを含めると51%の症例で認められました。これらは複数回答での集計ですから、重複部分が相当あるものと考えてよいのですが、それも半数以上の以上で家庭内暴力が出現していた事実には、あらためて驚かされます。(51頁)

家庭内暴力にもさまざまなものがあります。しかしみな、根は一緒です。私が経験した事例の暴力を、思いつくままに挙げてみましょう。

- * 壁を叩く、足を踏みならす
- * 大声を出して叫ぶ
- * 窓ガラスを割る、壁に穴を空ける、食器を投げるなどの器物破損
- * 家の中に灯油を撒き、「火をつける」と脅す
- * 兄弟を無理にゲームに誘い、断ると殴る
- * 母親に昔の恨みつらみを話すうちに、興奮して殴る
- * 母親を殴るのを止めに入った父親に殴りかかる

とりわけ母親が暴力を受けやすく、本人から表面的にはまるで奴隷同然の扱いを何年も受け続けていることがしばしばあります。誇張ではなく24時間、べったりと密着した生活が続き、ゆっくり眠る時間すら奪われています。真夜中に叩き起こされ、本人が唐突に思い出した昔の恨みつらみを何時間でも延々と聞かされます。それでも「母親の相槌が気に入らない」といったことから、理不尽な暴力がはじまります。(164頁)

(5) 苦しみを一人で背負いきれない「悲しみ」

客観的な事実はどうであれ、本人の中では、これまでの人生が惨憺た

家庭内暴力から子殺しへ

るものだったとの思いが強くあります。受験に失敗したこと、自分の容貌のこと、恋人や友人ができなかったこと、望んだ会社に入れなかったことなど、本人はみずからのこれまでの歴史を、あたかも失敗の連続のように捉えているはずです。彼らが辛うじて自殺の誘惑に陥らずに済んでいるのは、まさに「失敗」を他人のせいによってです。

しかし、本人は必ずしも「自分がこうなったのは親のせい」であると確信しきっているわけではない。家庭内暴力の事例を治療していくなかで、ほとんどすべての事例が、「自分は親に迷惑をかけ続けてきた、ダメな人間である」と告白します。これもまた、彼らの本心なのです。このように彼らは自責と他責の間で引き裂かれ、心やすらぐことのない日々を過ごしています。精神分析家の神田條治氏が指摘するように、家庭内暴力の背後にある感情は、「憎しみ」ではなく「悲しみ」なのです。
(168頁)

(6) 「甘んじて受ける」対応は間違い

思春期問題の専門家の中には、こうした暴力は甘んじて受けなさい、といったアドバイスをする人もいます。気が済めばおさまるし、親は暴力を振るわれるだけのことを子どもにしてきたんだから、というのが、その理由のようです。しかし、臨床の現場にたちかえるなら、こうした対応は単純に間違いです。間違っているだけではなく、時には暴力を助長してしまいます。「進んで暴力に身をさらす」などという行為は、危険な挑発にほかならないからです。(165頁)

(7) 家庭内暴力と児童虐待は無関係

「社会的ひきこもり」や「家庭内暴力」の事例では、本来の意味での「幼児虐待」を受けた事例がほとんどないのです。……深刻な虐待の経験者は、より病理性の深い「解離性同一性障害（いわゆる「多重人格」）」や「PTSD（心的外傷後ストレス障害）」を発症することになります。家庭内暴力による「親への復讐」などは思いもよらないことが多いのです。むしろ虐待の犠牲者は、自分が家庭を持った時に、妻や子に対

して暴力を振るうことになることが多いようです。(166頁)

(8) 「暴力の拒否」という立場

家庭内暴力について、その重症度、あるいは難しさを決めるのは、暴力の内容ではありません。むしろ問題となるのは「暴力の続いている期間」ということになります。かなり激しい暴力であっても、まだはじまって数週間なら、対処は比較的容易です。しかしそれほど激しさはなくても、何年も続いて慢性的な暴力ではかなり対応が難しくなります。ここでは大きく分けて、比較的対応しやすい「初期の暴力」と長期化し、こじれた「慢性的暴力」の2つについて、その対応方法を具体的に述べてみましょう。(167頁)

初期の家庭内暴力を鎮静化するためには、まず「刺激しないこと」です。簡単なようで、これは意外に難しい。これを確実に成功させるには、本人にとってどんなことが刺激になりうるかを正確に知っておく必要があります。暴力を振るわずにはいられないほどの「悲しみ」が、どのように起こってきたか。本人の劣等感を刺激せず、「恥をかかせない」ためには、何に気をつけるべきか。それを知るためには、ひきこもり事例とも共通する彼らの葛藤のありようを共感的に理解するところからはじめなければなりません。そして、ごく初期の家庭内暴力の事例であれば、このような理解とコミュニケーションが十分になされるだけで、暴力はきれいに解消することもあります。(168頁)

(9) 他人の介在

それではさらに重症の、長期にわたって続いている暴力についてはどうでしょうか。

比較的穏当な方法として考えられるのは、他人を介在させることです。……ただ家庭の中に他人が入ってくるというだけでよいのです。母親への激しい暴力を振るっていた息子が、妹の婚約者が同居するようになってから、ぴったりと暴力を振るわなくなったというケースを経験したことがあります。もちろん本人は、他人が入り込むことをひどく嫌うので

すが、いったん受け入れてしまうと、それが暴力を鎮めるきっかけになりやすいのです。

ここでいう「他人」には、「警察」も含まれます。暴力の程度によっては、もちろん警察へ通報も考えるべきです。ただしこれは、「警察が何とかしてくれる」からではありません。家庭内暴力の事例では、家族が通報して警察官が駆けつけてみると、暴力はすっかりおさまっていることがほとんどです。ご存じの通り警察は、現行犯でもない本人に対して、せいぜい説諭するくらいしかできません。しかし、それでいいのです。要は「家族は場合によっては警察を呼ぶほどの覚悟ができていいる」ということが理解されればいい。同じ意味で、警備会社と契約しておき、暴力が起こったら警備員を呼ぶということも有意義かもしれません。家族によっては「そんなことをしたら、後の仕返しがこわい」と考えて踏みとどまることも多いのですが、これは家族の態度いかんです。通報すべき時は断固として通報し、それを繰り返すこと。このような毅然とした態度があれば、「仕返し」のおそれはほとんどないといえます。(170頁)

(10) 家族の避難

もう一つ、暴力の拒否のために私がしばしば採用しているのは「家族の避難」です。暴力と対決せずに、暴力を拒否するためには、暴力の場面から避難すること。もちろん家族は多大な負担になるでしょうが、適切に行えば、確実な効果が期待できます。

私はすでに、家庭内暴力からの避難を10例ほど試み、すべて暴力の鎮静化に成功しています。要するに、基本方針をきちんとふまえて対応すれば、家庭内暴力を鎮めることは、比較的容易なことなのです。少なくとも、ひきこもり状態を改善するよりは、はるかに確実に結果を出すことができます。

*治療者と両親の間で、避難の方針と方法について十分に打ち合わせをする

*大きな暴力をきっかけにして避難する（「入院」という口実は、必ずしも必要ない）

*避難は必ず、暴力のあった当日のうちに完了する

*当日中に、必ず親から本人に電話を入れる

*電話では、「これから定期的に連絡する、生活の心配はிரらない、いずれは帰るがいつになるかは判らない、どこにいるかも教えられない、暴力が完全におさまるまでは帰らない」と伝える

*この方針は本人の治療のために専門家と相談し、家族全員の同意を得て決めたことを伝える

*その後は定期的に電話を入れ、必ず5分だけ話す。時間がきたら途中でも切る

*本人が落ちついたタイミングを見計らって、一時的な帰宅や外泊を繰り返す

*外泊時の様子で、特に暴力もなく、また母親と穏やかに会話できる状態で安定したら、帰宅する

*以上のことを、専門家との密接な連携のもとで行う

*親の側は、暴力や脅しに屈せず、誠実で毅然とした態度でことに当たる

*帰宅までに要する期間はさまざまであるが、軽いものであれば1カ月程度でも十分に有効であり、長くても半年で帰宅できることが多い

家庭内暴力を鎮静化するのはそれほど難しくないのです。それにもかかわらず、ひきこもり事例を抱える家族の半数近くがひきこもり状態の対応以前に、暴力への対処に頭を悩ませている。私はそのような回り道をできるだけ短縮するためにもできるだけ短期間で確実に家庭内暴力を改善するための具体的方針を示したのです。(181頁)

2 関口宏氏の見解

ひきこもりの子を持つ家族、とくに父親にとって、以下に紹介する関

口氏の指摘は示唆に富んでいるように思われる。

(1) 不登校とひきこもり

不登校の場合では、相談に来る人も親の会に来る人もほとんどが母親のみで、父親が相談に来ることはめったにありません。来ても最初の、二回くらいです。不登校の親の会は、現在あちこちにありますが、そこに集まっているのは母親ばかりです。父親が不在なのです。それは、不登校の問題は母親さえ動いてくれれば、解決できるレベルの問題であるともいえるわけです。

それに対し、ひきこもり問題では、親の会や集まりの出席者の半数近くが男性なので驚きます。そこには、父親が来ているのです。このことは、ひきこもり問題は父親が出てこないと解決しない問題であるとも、ひきこもりの人たちは父親をも動かす力を持っているのだともいえるのではないかと感じています。こうして、いま父親も巻きこんだ親の会の活動があちこちで動きはじめています。不登校問題では、子供の問題を通して変わっていったのはほとんどが母親だけなのに、ひきこもり問題では、父親にも変わっていつてもらえるチャンスが与えられているということだと思えます。

不登校やひきこもりの人たちの親として、最終的にせまられる決断があります。それは、世間の価値観を選ぶのか、それともありのままの自分たちの子供を選ぶのかという決断です。

私は、子供になりかわって、お願いしたいことがあります。どうか、我が子を見捨てないでください。世間と子供との戦争の中で、世間の側につくのではなく、子供の味方になってあげてください。それができるのは、この広い世界の中に、親であるあなた方しかいないのです。

「なまけだ」「甘えだ」「病気だ」という世間の価値観というトーチカにこもって、子供を切り捨てるほうがずっと気が楽でしょう。でも、そのとき子供たちは、どんなに深い孤立に追いこまれることでしょう。

(146頁)

(2) ひきこもりの家庭では

ひきこもりの家庭では、いくつもの内戦状態が噴出していることがめずらしくありません。

まず、同じ屋根の下で、親と子がまるで敵同士になったかのような内戦状態が見られます。さらに、一人ひとりの親を見ていくと、「こんな子に育てたはずじゃなかった」「うちの子供は、人生の失敗者だ」などという絶望と取り返しのつかない気持ちにうちひしがれ、「自分はだめな親なのではないか」と、自分で自分を責めつづけるパターンにはまっているという、これも当事者と同じような心理的な内戦状態にあります。

また、夫婦間も、子供の問題をめぐって対立しています。夫は妻を「おまえが子供を甘やかすから、子供がこうなったんだ」と責めます。妻は夫を「あなたが仕事にかまけて、家族のことを放っておくから、こうなったんだ」と責めます。家族全体がそういう何重もの内戦状態の中に投げこまれているようです。(200頁)

ひきこもりの問題では、父親の役割が重要です。

子供に対し、「なまけだ」「甘えだ」としか理解しようとしなない父親たちが、まだまだ多いようです。

世間の価値観の側に立って、子供を断罪しつづけるのではなく、子供の味方になってあげてください。

これは、多くの父親にとって、かなり困難な作業だと思います。いままで、それにそって生きてきた価値観、「人生は競争であり、それに敗れたものはただの負け犬だ」にこだわるかぎりには、いつまでも自分の子供を受け入れることはできないでしょう。(201頁)

(3) 1つの屋根の下の2つの通過儀礼

ひきこもりの子供を持った家庭では、1つの屋根の下で、同時に2つのイニシエーションが進行していると見ることはできないでしょうか。1つは子供たちの、子供から大人になるためのイニシエーション。もう1つは、親たちの、大人から老年期を迎えるためのイニシエー

家庭内暴力から子殺しへ

ションです。それらは、互いにからみあいながら進んでいきます。そして、若さや老いや死など、人間の生に関するほとんどすべてのテーマがそこには出てくるのだと思います。

もしかすると、この2つのイニシエーションをむかえる者たちは、どちらも互いを必要としているように思えます。そのどちらか1つだけを切りとって、それだけを解決しようとするのは、あまり賢いやり方ではないのかもしれませんが。互いの問題の中に、どのようにこの豊かな社会で成熟していくかというテーマのヒントがかくされているかもしれないのです。(143頁)

(4) 「ローライフ」のすすめ

しゃれではありませんが、私は「スローライフ」の「ス」をとった「ローライフ」のすすめを提唱したいと思います。「ロー（低い）ライフ」とは、収入もすくないが、ストレスのすくないという、ライフスタイルです。

長くひきこもっていた人たちにとって、はじめから年収300万円ほどの収入を目指すことは、現実的には困難だと思います。そのためには、最低週5日、朝から晩まで仕事をしなくてはならないからです。また、都市部では、ラッシュの電車に乗ってハードな通勤もしなければいけません。

ならば、その収入のハードルをぐっと下げて、たとえば年収100万円の道を目指せばどうでしょうか。そこでは、さまざまなスタイルを持った仕事の可能性が見つけられるのではないかと思うのです。(182頁)

IX お わ り に

長男の激しい家庭内暴力によって両親が適切な判断力を失って行き、ついに父親が長男を殺害するに至る過程は、何度読んでも痛ましい限りである。本稿で取り上げた4つの事例では、父親あるいは母親は、外部の機関あるいは専門家などに助言を求めているが、適切な助言を得られ

ていない。もしも、斉藤氏や関口氏のような専門家から適切な助言が得られていれば、結果は異なったものになっていたのではないかという思いを禁じえない。

ところで、民法822条は、次のように規定している。

民法第822条 ①親権を行う者は、必要な範囲内で自らその子を懲戒し、又は家庭裁判所の許可を得て、これを懲戒場に入れることができる。

②子を懲戒場に入れる期間は、6箇月以内の範囲内で、家庭裁判所がこれを定める。但し、この期間は、親権を行う者の請求によって、何時でも、これを短縮することができる。

民法822条はこのように規定しているが、現在、ここにいう「懲戒場」に該当する公的機関・施設は存在しない。「懲戒」を与えることを目的とはしなくても、家庭内暴力に悩む家庭に対して助力を与えることができる公的機関を用意すべきではあるまいか。そうすることが、民法822条の立法趣旨を生かすことになるであろう。また、そうすることによって、本稿で紹介したような悲劇のうちの一部分は、救済しうるであろう。